

<計画付則>

1. 県内の地域公共交通確保維持改善事業関連計画

事業評価一覧

R2年度（R1.10.1～R2.9.30）生活交通確保維持改善事業・事業評価

- ・山形県
- ・山形市
- ・鶴岡市
- ・新庄市
- ・寒河江市
- ・長井市
- ・東根市
- ・山辺町
- ・朝日町
- ・川西町
- ・小国町

計画一覧

R3年度（R2.10.1～R3.9.30）生活交通確保維持改善計画

- ・地域間幹線系統確保維持改善計画
- ・山形市地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・鶴岡市地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・新庄市地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・寒河江市地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・長井市地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・東根市地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・山辺町地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・朝日町地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・川西町地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・小国町地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・離島航路確保維持計画（酒田市）

その他地域公共交通活性化再生法に基づく計画等

- ・山形鉄道フラワー長井線に係る鉄道事業再構築実施計画（R3年3月31日期限・参考掲載）

※各計画の本体については、大部となるため、「令和2年度の開催状況」中の「山形県地域公共交通計画（R2.3策定）の付則」中の「山形県内の地域公共交通確保維持改善事業関連計画」

https://www.pref.yamagata.jp/O20056/kurashi/kendo/kotsuseisaku/**.htmlを参照されたい。

2. 山形県地域公共交通情報共有基盤の構築・運用について

山形県地域公共交通情報共有基盤の構築・運用ガイドライン（案）

※ 本計画における本ガイドライン（別紙及び別表を含む）の位置付けについては、山形県地域公共交通活性化協議会における山形県地域公共交通情報共有基盤の構築・運用の方向性を示すものであり、本ガイドラインの具体的な記載については、R2年度末の計画策定後も引き続き、山形県地域公共交通活性化協議会及び県所管部局、市町村、交通事業者、交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者などの関係者で調整のうえ、決定する。

1 本ガイドラインの位置付け

1-1 山形県地域公共交通情報共有基盤の意義

路線バスやコミュニティバス等の運行情報（運行経路、時刻表、料金等）や、公共交通に関わる統計データ、さらには、交通以外の輸送サービス（商業・医療・観光等）の情報等について、官民が連携を図りながらオープンデータ化を進め、利用者にとって分かりやすく利用しやすい、交通関係等の各種データの横断的活用を資するデータ連携基盤となる「山形県地域公共交通情報共有基盤（やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム）」を整備するとともに、整備したデータ・情報については正確性の維持・向上を図り、必要な情報提供を推進する。

また、この山形県地域公共交通情報共有基盤を活用することにより、ニーズに対応した公共交通ネットワークの再編や、移動需要の喚起、効果的なインフラ整備等、様々な地域交通や地域課題の解決につなげ、地域の経済やコミュニティの活性化を推進する。

【山形県地域公共交通情報共有基盤で取り扱うデータ】

① 交通サービス利用者のためのサービス内容に関する情報

国土交通省が策定した「標準的なバス情報フォーマット」に準じた形式。本フォーマットは、静的データ「GTFS-JP」と動的データ「GTFS リアルタイム（GTFS-RT）」の2種類のフォーマットを包含している。

- ・静的データ「GTFS-JP」：停留所、路線、便、時刻表、運賃等
- ・動的データ「GTFS-RT」：遅延、到着予測、車両位置、運行情報等

② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報

（ア）公共交通に関するデータ

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者の事業概要・輸送実績
- ・一般乗用旅客自動車運送事業者の一覧・輸送実績
- ・空港、港湾、鉄道の事業概要・利用実績

（イ）交通以外の輸送サービス（教育・商業・医療・福祉・観光等）に関するデータ

（ウ）移動実態・交通需要に関するデータ

- ・目的施設（教育・商業・医療・福祉・観光等）の立地状況・規模等
- ・目的施設の利用状況（年間利用者数、性別・年齢・居住地等）
- ・県民及び来訪者の移動実態

（エ）その他データ

- ・運転免許返納者情報等
- ・山形県地域公共交通計画策定にあたって作成した資料・データ
- ・その他行政機関が行った調査等の集計や個票データで活用可能なもの
- ・その他行政機関が支援した対象が有するデータで活用可能なもの
- ・その他関係者から活用希望があり、山形県地域公共交通活性化協議会において活用可能と判断されたもの

1-2 ガイドラインの趣旨

山形県地域公共交通情報共有基盤が、適切なデータ更新により情報の鮮度が保たれ、また、そのことがユーザーに確かに認識され、加えて、ユーザー目線での使いやすさが常に保たれることと、データの管理や利用のあり方を定めることで、データを提供する様々な主体が安心してデータを提供できる環境を整備することを趣旨として、関係者それぞれの役割ととるべき措置について規定するため、本ガイドラインを定める。

2 山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータ管理の原則

山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータについては、公開を原則とする。ただし、個人情報や事業者の経営情報等といったそのまま公開することが適切でないデータについては、データ保有者の指定する特定条件の下で限定的に公開する、または、県（事務局）で個人や事業者の特定ができない形態又は個人や事業者が悪影響の無い形態に加工し、公開することとする。例えば、個人や事業者が特定可能な名称や詳細な住所情報等の削除、二次利用のみを可能として公益性と情報管理の能力の双方を有する国や自治体の機関、大学等の研究機関にのみ守秘義務を負わせて提供するという手法が考えられる。

3 山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータ利用の原則

山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータを利用する者は、当該データが、人々の移動利便を向上させるという山形県地域公共交通計画の大目標の達成のために収集・共有されているデータであることを踏まえ、計画の趣旨に沿った利用を行う責務を有するとともに、「山形県オープンデータカタログ利用規約」に準じる。

4 山形県地域公共交通情報共有基盤の構築と運用における役割分担

関係者が適切にかつ積極的に保有する情報を提供することによって、より広範なデータが利用しやすい形で集約される山形県地域公共交通情報共有基盤の構築が可能となる。また、集約されたデータが単なるデータ集積ではなく、有用なデータベースとして幅広く活用されるためには、データが適切に更新され、提供され、加えて、データベースの存在自体が適切に情報発信される必要がある。

そのため、関係者は以下の役割分担のもとで、それぞれ最善を尽くす責務を負う。

なお、個別具体的な提供すべきデータを保有する者と提供すべきデータの内容、そのデータの運用については、別紙及び別表のとおり。

県（事務局）

- ・ 県（事務局）とは、山形県地域公共交通活性化協議会事務局である県みらい企画創造部総合交通政策課をいう。
- ・ 県（事務局）は、データ保有者（県（データ保有部局、市町村、交通事業者、国、交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者）からデータを集約し、管理・公開する。
- ・ 集約されたデータを以下のふたつに区分して取り扱う。
 - ①交通サービス利用者のためのサービス内容に関する情報
 - ②交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報
- ・ ①については、原則すべてを公開する。
- ・ ②については、別紙及び別表に基づき、公開可能なものを公開した上で、それ以外のものについては二次利用可能なものについては、リスト化し、そうでないものは適切に破棄する。

- ・二次利用可能なデータについて、二次利用可能なデータの範囲や対象者を公開するとともに、データ毎に、利用者・利用目的の公益性、利用者の情報管理能力、データ固有のリスク等を踏まえた運用ルールを設ける。
- ・上記運用ルールに基づく利用者からの二次利用申請についてデータ保有者が適切に対応しなかった場合には、利用者からの申し立てを受けて、データ保有者に提供を促す等データ保有者に対して、本ガイドラインに基づくデータ提供や更新が適切になされているかをチェックし、適時適切なデータ提供が図られるよう関係者への助言や注意喚起を行う。
- ・そのほか、データ保有者が本ガイドラインに基づくデータ提供を行うことを促進するため適切な措置をとる。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について地域の情勢を踏まえた変更を行う必要がある場合は、山形県地域公共交通活性化協議会における協議等を通じて、適切な見直しを行う。

県（所管部局）

- ・県（所管部局）とは、本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する部局をいう。
- ・県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供・管理する。

市町村

- ・本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する市町村は、県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供・管理する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について地域の情勢を踏まえた変更を行う必要がある場合は、県（事務局）への意見や、山形県地域公共交通活性化協議会における発議において適切な見直しが図られるよう努める。

交通事業者

- ・本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する交通事業者は、県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供・管理する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について県や市町村が情報発信を図る際には、可能な限り、協力する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について当該事業の情勢等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告する。

国

- ・本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する国の機関は、県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について国の政策変更や社会情勢の変化等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告する。

交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者

- ・交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者は、本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する交通事業者以外の事業者又は施設管理者であって、県・市町村・国の機関で無いものをいう。
- ・県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりに、その事業や施設管理に支障が無い範囲で、データを適時適切に提供する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について県や市町村が情報発信を図る際には、可能な限り、協力する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について当該事業の情勢等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告するよう努める。

山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータの利活用手法

山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータについては、オープンデータ化又はオープンAPI化を原則としつつ、完全な公開が難しいデータについても、二次利用のルールを整備し、可能な限り個別詳細なデータの利活用を進める。

特に、データが出せない・データに課題があるといった情報それ自体も、「データ」とあるとの観点で、すべての関係者は、データの有無や粒度も含めたデータの収集・公開に努める。

データの種類毎のレベル設定とレベル毎の措置の原則

- データの性質に応じ、可能な限りの利活用を図る観点で、以下のとおりのデータの種類毎にレベルを定め、レベル毎の措置の原則を定める。

レベル	レベル毎の措置の原則
完全オープン	データ保有者は、定められた期間毎に県（事務局）にデータを提出し、県（事務局）が、山形県地域公共交通情報共有基盤に当該データをアップロードし、公開する。
オープン二次利用	データ保有者は、データそれ自体をそのまま保管する一方、保有するデータの範囲、項目、データフォーマット等のリストを県（事務局）に提出し、県（事務局）は、山形県地域公共交通情報共有基盤に当該データのリスト及び利用申請書を含む利用方法をアップロードし、公開する。 データ保有者は、利用方法に則った利用申請があった場合、利用者を問わずデータを提供する。
クローズ二次利用（間接）	データ保有者は、定められた期間毎に県（事務局）にデータを提出し、県（事務局）が、山形県地域公共交通情報共有基盤に当該データのリスト並びに利用申請書及び利用可能な対象者の定義を含む利用方法をアップロードし、公開。 県（事務局）は、利用可能な対象者の定義に含まれる者から、利用方法に則った利用申請があった場合、データを提供する。
クローズ二次利用（直接）	データ保有者は、データそれ自体をそのまま保管する一方、保有するデータの範囲、項目、データフォーマット等のリストを県（事務局）に提出し、県（事務局）は、山形県地域公共交通情報共有基盤に当該データのリスト並びに利用申請書及び利用可能な対象者の定義を含む利用方法をアップロードし、公開。 データ保有者は、利用可能な対象者の定義に含まれる者から、利用方法に則った利用申請があった場合、データを提供する。 なお、データ保有者が、利用申請者が利用可能な対象者に含まれない等の理由で申請を却下した場合、却下された利用申請者は、自らが本ガイドライン及び別表に基づいて当該データを利用可能な者であると考え理由を付した上で、県（事務局）に対し、異議を申し立てることができる。 異議申し立てを受けた県（事務局）は、却下された利用申請者及び却下したデータ保有者から事情を聴取し、異議申し立ての内容を審査する。 県（事務局）が異議の理由を認め、当該却下が妥当でない判断した場合は、却下したデータ保有者に対して、却下された利用申請者に当該データの全部又は一部を提供するよう要請することができる。 県（事務局）から当該要請を受けたデータ保有者は、当該データを要請を受けた範囲で当該利用申請者に提供しなければならない。

	県（事務局）が異議の理由を認めず、当該却下が妥当であると判断した場合は、却下された利用申請者に対し、当該却下が妥当である旨及びその理由について通知しなければならない。
--	---

オープン二次利用の利用申請書を含む利用方法

- ・下表1のとおりデータ保有者は、提供データの内容について表2のとおりの内容をリスト化し、県（事務局）に提出する。県（事務局）は、当該リストをとりまとめ、公開する。
- ・利用申請者は、表1の対象データについて、対応するデータ保有者に対して、別添様式「山形県地域公共交通情報共有基盤 データ二次利用申請書【オープン利用】」を記入し、対象データの利用を申請する。
- ・申請を受けたデータ保有者は、必須記載事項がすべて記載され、必須同意事項のすべてが同意されている利用申請書による申請があった場合、当該対象データを提供しなければならない。ただし、その際には以下の点に留意し、申請の受理・却下の判断および提供を行うものとする。
 - ①データ保有者毎の個別の留意事項があるとして、事前に表6に記載して留保を付した場合に限り、当該事項に留意した上でデータの受理・却下の判断および提供を行うことができる。
- ・申請を受けたデータ保有者は、利用申請の受理・却下を問わず、利用申請書を県（事務局）に送付する。

表1 オープン二次利用対象データ

対象データ	データ保有者
ETC 2.0（山形県内及び県際移動分）	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所

表2 オープン二次利用対象データのリスト報告事項

報告事項	報告事項の内容
データ名	「ETC 2.0（山形県内及び県際移動分）」等、データが特定できる名称
データの範囲	データの地理的な範囲
データの形式	複数のデータ形式がある場合はそのすべてを記載することを原則とするが、国際・国内標準規格のフォーマット又はCSV形式で保有場合は、当該形式のみの記載で可。
データの項目名	データの対象主体に対して、個別にどのような項目を収集したものであるか。列名（header）。
データの各項目の定義	データの項目の内容の説明。データの項目名から容易に推測される場合は、省略可。
データの対象主体の定義	どのような主体を対象としたデータか。例えば、「ETC 2.0」であれば、「ETC2.0 対応車載器を搭載したすべての車両」となる。
データの対象主体の範囲	データの範囲内で対象主体の定義にあてはまる者のうち、どの程度までを収集したのか。「悉皆」「悉皆（一部漏れ）」「サンプリング（統計）」「サンプリング（非統計）」（※）
データの収集方法	「強制」（自動的に対象から取得されるか又は法令上の義務等によるもの）か「任意」（アンケート調査など、回答があったもののみ）か
データの最終更新日	県（事務局）に報告した時点のもの。ただし、報告後、短期間で確実に更新されることが推定されることから、リスト公開時点では最終更新日が県（事務局）への報告後の時点に記載することがより利用者利便に即する場合は、当該日付でも可。
データの更新頻度	「年次」「月次」「日次」「任意」等

※ランダムサンプリングや、一定期間にわたり一定の基準に従って収集されるなど、統計的手法がとられているものは「統計」、そうでないもの（担当者が任意に抽出している、年次によって基準が異なる等）は「非統計」と整理する。

クローズ二次利用（間接）の利用申請書を含む利用方法

- ・下表3のとおりデータ保有者は、提供データについて、それぞれに定める期限内に県（事務局）に提出する。
- ・利用申請者は、表3の対象データについて、県（事務局）に対して、別添様式「山形県地域公共交通情報共有基盤 データ二次利用申請書【クローズ利用（間接）】」を記入し、対象データの利用を申請する。
- ・県（事務局）は、必須記載事項がすべて記載され、必須同意事項のすべてが同意されている利用申請書による申請があった場合、当該対象データを提供しなければならない。ただし、その際には以下の点に留意し、申請の受理・却下の判断および提供を行うものとする。
 - ①利用申請者が、行政機関又は教育・研究機関であること
 - ②地域活性化や介護福祉関係のNPO、政策提言コンサルタント等、①の対象者に準じた公共性が認められるものについては、県（事務局）が当該公共性を認めた理由を文書に保存し、データ提供後直近に開催された山形県地域公共交通活性化協議会において報告すること
 - ③②に該当すると県（事務局）が判断し、データ提供を行った後、報告を受けた協議会が県（事務局）の判断に瑕疵があったと認定した場合は、当該データ提供に関し、発生した損害その他の責任は県（事務局）に帰属すること
 - ④①又は②以外の利用申請者に対して提供する場合、県（事務局）が対象データのデータ保有者の同意を得て提供すること
 - ⑤データ保有者の事業に支障が無いよう、利用者の公共性を確認するか、または提供の際の匿名性を確保すること
 - ⑥山形県地域公共交通活性化協議会の活動及び山形県地域公共交通計画の実施に対し、支障がないものであること

表3 クローズ二次利用（間接）対象データ

対象データ	データ保有者	提供期限
一般乗合旅客自動車運送事業者の事業概要・輸送実績	県内発着路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者	国土交通省に提出した日から1週間以内

クローズ二次利用（直接）の利用申請書を含む利用方法

- ・下表4のとおりデータ保有者に対して、県（事務局）は提供可能なデータの内容について表5の内容を含む照会を行い、これをリスト化し、公開する。
- ・利用申請者は、表4の対象データについて、対応するデータ保有者に対して、別添様式「山形県地域公共交通情報共有基盤 データ二次利用申請書【クローズ二次利用（直接）】」を記入し、対象データの利用を申請する。
- ・申請を受けたデータ保有者は、必須記載事項がすべて記載され、必須同意事項のすべてが同意されている利用申請書による申請があった場合、当該対象データを提供しなければならない。ただし、その際には以下の点に留意し、申請の受理・却下の判断および提供を行うものとする。
 - ①データ利用における個人情報・経営情報等機微な情報についてデータ保有者の側で削除等の加工を希望する利用申請があった場合に、当該対象データが個人情報・経営情報等機微な情報を簡易

に切り分けられないものであった場合（個人情報・経営情報等機微な情報が必要な情報と同じセルで保存されており、切り分けに手作業が生じる場合等）

②その他データ保有者毎の個別の留意事項がある場合は、事前に表6に記載して留保を付した場合には限り、当該事項に留意した上でデータの受理・却下の判断および提供を行うことができる。

・申請を受けたデータ保有者は、利用申請の受理・却下を問わず、利用申請書を県（事務局）に送付する。

表4 クローズ二次利用（直接）利用対象データ

対象データ	データ保有者
県立高校の通学者の名簿及び通学実態	県立高校

表5 クローズ二次利用（直接）対象データのリスト報告事項

報告事項	報告事項の内容
データ名	「ETC 2.0（山形県内及び県際移動分）」等、データが特定できる名称
データの提供可能対象	「県及び県内市町村」、「行政機関」、「行政機関及び公的研究・教育施設」、「データ保有者が別途定める基準」等が考えられる。「行政機関及び公的研究・教育施設」を主として想定するが、個人情報の切り分けが困難なデータである場合は、「行政機関」又は「県及び県内市町村」を原則とする。「データ保有者が別途定める基準」とする場合は、当該基準もあわせて県（事務局）に提出し、県（事務局）は当該基準を公開する。
個人情報・経営情報等機微な情報の切り分け	「有」又は「無」。「無」の場合、データ利用に際して匿名化する等、適切に管理・利用する負担と責任は、すべて利用申請者が担う。
データの範囲	データの地理的な範囲
データの形式	複数のデータ形式がある場合はそのすべてを記載することを原則とするが、国際・国内標準規格のフォーマット又はCSV形式で保有場合は、当該形式のみの記載で可。
データの項目名	データの対象主体に対して、個別にどのような項目を収集したものであるか。列名（header）。
データの各項目の定義	データの項目の内容の説明。データの項目名から容易に推測される場合は、省略可。
データの対象主体の定義	どのような主体を対象としたデータか。例えば、「ETC 2.0」であれば、「ETC2.0対応車載器を搭載したすべての車両」となる。
データの対象主体の範囲	データの範囲内で対象主体の定義にあてはまる者のうち、どの程度までを収集したのか。「悉皆」「悉皆（一部漏れ）」「サンプリング（非統計）」「サンプリング（統計）」
データの収集方法	「強制」（自動的に対象から取得されるか又は法令上の義務等によるもの）か「任意」（アンケート調査など、回答があったもののみ）か

表6 データ保有者毎の個別の留意事項

データ保有者	留意事項

別表 データ別提供・更新方法

分類	NO	データ名称	対象	収集方法	データ項目	データ提供のフォーマット	オープン化のレベル	県 (所管部局)	市町村	交通事業者	国	交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理運営者	データの範囲	更新頻度	備考
<p>① 交通サービス利用者のためのサービスに関する情報</p>															
	1	公共交通の運行情報 「GTS-JP」 「GTS-RT」	県内路線を有するバス事業者 (県内に営業所を有する、県外とを兼ねたバス事業者)、県外とを兼ねたバス事業者 (県外とを兼ねたバス事業者)、県外とを兼ねたバス事業者 (県外とを兼ねたバス事業者)	各事業者が運行している路線を別添指図するマニュアルに沿って GTS-JP 形式のデータを収集し、指定の方法でアップロード/届出 (事務局) に送信	<ul style="list-style-type: none"> ○ GTS-JP データフォーマットの項目 ○ 事業者情報 (ID、名称、URL 等) ○ 停留所・経路情報 (名称、標柱の緯度経度) ○ 経路情報 ○ 運行時刻情報 ○ 営業所情報 ○ 運行区分情報 ○ 車両情報 ○ 閉路情報 	GTS-JP	完全オープン	県 (事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ● 東北運輸局から運行内容の変更に関する情報がある場合は、申請が完了後、当該運行事業者の GTS-JP の変更について確認。必要に応じて当該事業者に変更作業を要請 ● 現状ある GTS-JP データについて、主要 OP 事業者への適切な変更が反映されるよう留意 ● 住居窓口、観光部局等と連携し、公共交通運行情報が後索可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内内容を通局局に申請する際、同時に GTS-JP 形式のデータも変更し、少なくとも運行内容変更の2週間前 (年度初等ダイヤ改正実施期間) までに県 (事務局) に通知/届出 ● 住居窓口、観光部局等と連携し、公共交通運行情報が後索可能であることを幅広く周知 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内内容を通局局に申請する際、同時に GTS-JP 形式のデータも変更し、少なくとも運行内容変更の2週間前 (年度初等ダイヤ改正実施期間) までに県 (事務局) に通知/届出 ● 可能な限り、県 (事務局) の業務に準じた標準的な形式で提供すること ● 県 (事務局) とデータの連携に関する協議を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内に営業所を有する、県外とを兼ねたバス事業者 (県外とを兼ねたバス事業者) の運行状況をリアルタイムで提供する 	随時 (運行内容の変更に応じて)		
	2	公共交通の運行情報 「GTS-JP」 「GTS-RT」 「GTS-RT」 「GTS-RT」	JR東日本、JAL、ANA、FOD	県 (事務局) がデータ保有者と個別調整の上、収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時刻表情報 ○ 多量に発生する情報 ○ その他利用者利用に資する公開情報 	任意	完全オープン	県 (所管部局)		<ul style="list-style-type: none"> ● 県 (事務局) とデータの連携に関する協議を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県 (事務局) とデータの連携に関する協議を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内に営業所を有する、県外とを兼ねたバス事業者 (県外とを兼ねたバス事業者) の運行状況をリアルタイムで提供する 	随時 (運行内容の変更に応じて)		
	3	公共交通の運行情報 「GTS-JP」 「GTS-RT」 「GTS-RT」 「GTS-RT」	県内路線を有するバス事業者 (県内に営業所を有する、県外とを兼ねたバス事業者)、県外とを兼ねたバス事業者 (県外とを兼ねたバス事業者)	各事業者が運行している路線を別添指図するマニュアルに沿って GTS-JP 形式のデータを収集し、指定の方法でアップロード/届出 (事務局) に送信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最新情報 (運送、発着時刻予想、通過) ○ 車両位置情報 (車両の編號、経度、接近情報、遅延度) ○ 運行情報 (発出、影響 (運休、迂回等)、原因 (天候、事故等)、URL) 	GTS-RTを原則とするが、別形式で収集しており、GTS-RT への交換は追加コストを要する場合は別形式も可	オープン二次利用	県 (所管部局)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内内容を通局局に申請する際、同時に GTS-JP 形式のデータも変更し、少なくとも運行内容変更の2週間前 (年度初等ダイヤ改正実施期間) までに県 (事務局) に通知/届出 ● 住居窓口、観光部局等と連携し、公共交通運行情報が後索可能であることを幅広く周知 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内内容を通局局に申請する際、同時に GTS-JP 形式のデータも変更し、少なくとも運行内容変更の2週間前 (年度初等ダイヤ改正実施期間) までに県 (事務局) に通知/届出 ● 可能な限り、県 (事務局) の業務に準じた標準的な形式で提供すること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県 (事務局) とデータの連携に関する協議を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内に営業所を有する、県外とを兼ねたバス事業者 (県外とを兼ねたバス事業者) の運行状況をリアルタイムで提供する 	随時 (運行内容の変更に応じて)		

データの提供、更新に係る関係者の役割の記載に加え、関係者は、オープン化のレベルに付、以下の情報(レベル別措置)を取る。

- 完全オープン: 県 (事務局) からデータを提供し、公開
- オープン二次利用: データ自体は二次利用可能な対象の定義、利用申請書公開、データ利用可能な対象の定義、利用申請書公開、データ提供者は、申請が完了後、当該運行事業者の GTS-JP の変更について確認。必要に応じて当該事業者に変更作業を要請
- クローズ二次利用(閉鎖): データ自体は二次利用可能な対象の定義、利用申請書公開、データ利用可能な対象の定義、利用申請書公開、データ提供者は、申請が完了後、当該運行事業者の GTS-JP の変更について確認。必要に応じて当該事業者に変更作業を要請
- クローズ二次利用(開鎖): データ自体は二次利用可能な対象の定義、利用申請書公開、データ利用可能な対象の定義、利用申請書公開、データ提供者は、申請が完了後、当該運行事業者の GTS-JP の変更について確認。必要に応じて当該事業者に変更作業を要請

データの提供、更新に係る関係者の役割

交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理運営者	国	交通事業者	市町村	交通事業者	県 (所管部局)	市町村	交通事業者	交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理運営者	データの範囲	更新頻度	備考

分類	NO	データ名称	データの概要		データ提供のフォーマット	オープン化のレベル	県(事務局)	市町村	交通事業者	国	交通事業者以外のデータ提供事業者(注)	データの範囲	更新頻度	備考
			対象	収集方法										
② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動サービスに関する情報	11	県内観光施設による送迎サービスの実施状況	県内の観光施設(68施設)のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)が県庁内(事務局)と市町村を通じて照会	GIFS形式又は可能な限り形式〇での提供となるが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	市町村	交通事業者	-	県全体	毎年	形式〇で照会	
	12	県内医療施設による送迎サービスの実施状況	県内の医療施設(68施設)のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)から県庁内(事務局)を通じて医療施設への照会	GIFS形式又は可能な限り形式〇での提供となるが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	-	-	-	県全体	毎年	形式〇で照会	
	13	県内福祉施設による送迎サービスの実施状況	県内福祉施設(207施設)のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)から県庁内(事務局)を通じて福祉施設への照会	GIFS形式又は可能な限り形式〇での提供となるが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	-	-	-	県全体	毎年	形式〇で照会	
	14	県内観光施設による送迎サービスの実施状況	県内観光施設のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)から県庁内(事務局)を通じて福祉施設への照会	GIFS形式又は可能な限り形式〇での提供となるが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	-	-	-	県全体	毎年	形式〇で照会	
	15	県内観光施設による送迎サービスの実施状況	県内観光施設のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)から県庁内(事務局)を通じて福祉施設への照会	GIFS形式又は可能な限り形式〇での提供となるが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	-	-	-	県全体	毎年	形式〇で照会	
	16	県内観光施設による送迎サービスの実施状況	県内観光施設のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)から県庁内(事務局)を通じて福祉施設への照会	GIFS形式又は可能な限り形式〇での提供となるが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	-	-	-	県全体	毎年	形式〇で照会	

() 交通以外の事業者サービスに関するデータ

② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動サービスに関する情報

分類	データ名称	データの概要		データ項目	データのフォーマット	オープン化のレベル	県(事務局)	県(所管部局)	市町村	交通事業者	国	データ提供以外のデータ提供事業者への提供	データの範囲	更新頻度	備考
		対象	収集方法												
17	病院一覧	県内の医療施設(68病院)	県(事務局)が県(所管部局)、市町村を通じて照会	○病院名 ○郵便番号、所在地、電話番号 ○開設者名、管理番号 ○診療科目 ○病床数(計)、精神・感染症・結核・療養(一般)	可能な限り様式△で提供し、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)	県(事務局)からの依頼を受け、各施設の子データを収集し、県(事務局)へ提供	市町村	-	-	県全体	毎年	株式会社	
18	福祉施設一覧	県内の福祉施設(297施設)	県(事務局)が県(所管部局)、市町村を通じて照会	○事業所番号、名称 ○事業所の所在地、電話番号・FAX ○指定年月日 ○定員	可能な限り様式△で提供し、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)	県(事務局)からの依頼を受け、各施設の子データを収集し、県(事務局)へ提供	市町村	-	-	県全体	毎年	株式会社	
19	宿泊施設情報	県内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿所)	県(事務局)が県(所管部局)、市町村を通じて照会	○営業所名称 ○郵便番号 ○営業種別コード(ホテル、旅館、簡易宿所) ○総定員	可能な限り様式△で提供し、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)	県(事務局)からの依頼を受け、各施設の子データを収集し、県(事務局)へ提供	市町村	-	-	県全体	毎年	株式会社	
20	県内教育施設(県立の通学業態等)	県内の教育施設(県立高校、私立高校、公立大学等)	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて照会	○年度別入学者の出身中学校人数 ○通学者の性別・年齢・居住地(市町村) ○前年度卒業生数の進学先・就職先	可能な限り様式△で提供し、任意の形式も可	クローズド二次利用(直接)	県(事務局)	県(事務局)からの依頼を受け、各施設の子データを収集し、県(事務局)へ提供	市町村	-	-	県全体	毎年	株式会社	
21	県内医療施設(通院業態)	県内の医療施設(68病院)	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて照会	○年度別施設利用者人数 ○施設利用者の性別・年齢・居住地(市町村) ○施設利用作業ができない場合、年間利用者数・性別・年齢分布	可能な限り様式△で提供し、任意の形式も可	クローズド二次利用(直接)	県(事務局)	県(事務局)からの依頼を受け、各施設の子データを収集し、県(事務局)へ提供	市町村	-	-	県全体	毎年	株式会社	
22	県内福祉施設(通所業態)	県内の福祉施設(297施設)	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて照会	○年度別施設利用者人数 ○施設利用者の性別・年齢・居住地(市町村) ○施設利用作業ができない場合、年間利用者数・性別・年齢分布	可能な限り様式△で提供し、任意の形式も可	クローズド二次利用(直接)	県(事務局)	県(事務局)からの依頼を受け、各施設の子データを収集し、県(事務局)へ提供	市町村	-	-	県全体	毎年	株式会社	
23	県内観光施設(利用業態)	県内の観光施設	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて照会	○年度別施設利用者人数 ○施設利用者の性別・年齢・居住地(市町村) ○施設利用作業ができない場合、年間利用者数・性別・年齢分布	可能な限り様式△で提供し、任意の形式も可	クローズド二次利用(直接)	県(事務局)	県(事務局)からの依頼を受け、各施設の子データを収集し、県(事務局)へ提供	市町村	-	-	県全体	毎年	株式会社	
24	県内宿泊施設(利用業態)	県内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿所)	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて照会	○年度別施設利用者人数 ○施設利用者の性別・年齢・居住地(市町村) ○施設利用作業ができない場合、年間利用者数・性別・年齢分布	可能な限り様式△で提供し、任意の形式も可	クローズド二次利用(直接)	県(事務局)	県(事務局)からの依頼を受け、各施設の子データを収集し、県(事務局)へ提供	市町村	-	-	県全体	毎年	株式会社	
25	県内複合商業施設(利用業態)	県内の複合商業施設	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて照会	○年度別施設利用者人数 ○施設利用者の性別・年齢・居住地(市町村) ○施設利用作業ができない場合、年間利用者数・性別・年齢分布	可能な限り様式△で提供し、任意の形式も可	クローズド二次利用(直接)	県(事務局)	県(事務局)からの依頼を受け、各施設の子データを収集し、県(事務局)へ提供	市町村	-	-	県全体	毎年	株式会社	
26	ETC2.0	県内及び県外移動データ	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータを県(事務局)に報告	○ETC2.0データ	CSV	オープン二次利用	県(事務局)	-	-	【東北地方整備局山形河川国道事務所】(レベル別措置のみ)	-	県全体	随時	-	
27	山形県地域公共交通計画策定にあたって作成した資料・データ(山形県地域公共交通連携推進業務)	計画策定に当たって取得・参照したデータ等	-	-	完全オープン(データ容量が極めて大きいものはオープン二次利用)	-	-	-	-	-	-	-	計画策定時のみ	-	

(ウ) 移動業態・交通需要に関するデータ

(エ) その他データ

② 交通政策やサービス内容の検討に必要とされる事業者の体制や移動ニーズに関する情報

3. 山形県 市町村間幹線バス路線の見直し方針（R3.4）

県際・地域間路線

県際・地域間の移動を支える広域移動の必要性

本県を取り巻く社会経済などの情勢は、少子高齢化を伴う人口減少の進行、インバウンドをはじめとするグローバル化の進展、ICTの飛躍的な進歩、広域観光や災害対応など近隣県との連携の進展など、近年、大きく変化している。山形県第4次総合発展計画においても、これら時代の潮流変化を踏まえ、都市と中山間地域（農山漁村）からなる圏域において、域内及び域際間での相互の補完、交流・連携の関係を深め、人口減少のもとでも、生活サービスや都市的機能を確保し、地域の活力を維持していく方向性が示されている。

歴史的・文化的な一体性・まとまりを有する本県内の4つの地域において、それぞれの中心都市を核に、周辺の中山間地域（農山漁村）で、医療・福祉や買い物などの身近な生活サービスから、高度な医療や高等教育、商業、文化などの都市的サービスまで、それぞれの地域の状況を踏まえて連携・補完しながら、将来的にも圏域全体で享受できる「生活圏」が形成されてきた。

近年の高速道路等の交通インフラの整備の進展、一方でより厳しくなる人口減少や災害の激甚化など様々な要因から、こうした地域毎の「生活圏」をさらに相互補完し、かつ、県外との交流も含めてより活性化させる県際・地域間の広域移動の重要性が増している状況にある。

また、特に、村山地域及び県全体の「中心都市」である県都山形市については、東北の中核都市である仙台市と隣接し、一体的な圏域を形成していることも踏まえ、特に学術研究、新産業創出、文化などの高次の都市機能に基づいて、県全体、東北の発展をけん引していくことが期待されている。

今後とも、「生活圏」を支える都市が地域の発展をけん引していくためには、各種生活サービスの提供とともに、学術・研究開発・文化などでの国内外との交流、知識・情報の交流・融合による新産業創出などにおいて、拠点としての多様な機能を発揮していくことが重要となる。

これまで、県際・地域間の広域移動については、比較的収益を上げやすいことから、民間交通事業者による営利事業としての観点が大きく取り上げられてきた。しかし、広域移動の重要性の高まりの一方で、インフラの老朽化や担い手不足などの交通事業全体の厳しい経営実態もあいまって、本県発着の県際・地域間移動を担う広域交通においては、路線収支が赤字に転落しているものも少なくない。

地域と地域を支える都市にとって不可欠な広域移動の利便性を維持・向上させるためには、広域交通であっても、民間交通事業者任せとせず、地域全体でその在り方を検討し、支えていくことが必要となる。

在来線鉄道とバスの役割の整理

大量かつ安定した輸送に適した在来線鉄道は、日常的な通学ニーズの他、繁閑の差が大きい観光ニーズへの対応や災害時の対応にも力を発揮するため、広域移動の軸として引き続き、利用促進を図りながら維持・強化を図っていくべきものである。一方で、ルートやダイヤの変更にはコストがかかり、柔軟な対応が困難であることや、長距離を移動する鉄道ダイヤでは、複数の路線をスムーズに乗り継いで移動することを必ずしも保証できないという点で、広域移動を在来線鉄道路線に完全に依存することはできない。

また、路線自体の変更が困難である鉄道路線であることや、バス路線に比較しては輸送量及び事業者であるJRの経営規模が大きいこと等にも鑑み、在来線鉄道については、現行のサービス内容を軸として、二次交通網との連携の強化を主とする利用促進施策を図っていくべきものと考えられる。

そのため、在来線鉄道と相互に補完し、日々の生活交通としての広域移動を支える基幹的なサービスとして期待される一方、比較的長い距離の運行であっても、乗継が少なく、かつ柔軟なダイヤ・ルート設定が可能な幹線バス路線について、以下見直しを図っていくこととする。

県際・地域間広域移動が必要な生活交通流動の見直しの必要性

県際・地域間移動において最も生活交通の必要性が高い流動は、山形市＝仙台市間であり、当該流動については、山交バス・宮城交通による高速バス路線が存在する。これらの路線については、当該交通事業者単独で維持可能な黒字路線であり、見直しの必要はない。

一方で、それ以外の県際・地域間移動については、地域にとって維持が不可欠であるにも関わらず、路線収支が大きく赤字となり、交通事業者単独ではサービス水準の強化はもちろん、持続的な維持も困難である。

そのため、以下の3路線については、地域にとっての必要性和路線収支の状況に鑑み、地域全体で維持・強化すべき路線としてその位置付けやサービス内容を見直し、地域の関係者全体で路線の維持や利用促進を図るものとする。

県際・地域間広域移動見直し対象路線一覧

	流動	対象路線の運行事業者
1	新庄市～仙台市	山交バス
2	米沢市～仙台市	山交バス、JRバス東北
3	酒田市・鶴岡市～山形市	山交バス、庄内交通
4	上山市～山形市（芸工大） ～仙台市	山交バス、宮城交通

各路線の具体的な必要性和見直し内容

1. 新庄～仙台線

1-1. 運行開始から現在までの経緯

平成2年運行開始。事業者・行政で把握できる範囲で、当初より運行収支は赤字となっていたが、近年、沿線人口の減少とともに、利用が大きく低迷し、現在では、年間輸送人員102,519人にまで落ち込んでいる。一方、山形県のコロナ禍におけるバス事業維持対策支援金等を除き、原則公的支援は受けられていない。

現在の路線概況

年間路線収入：121,308,248円

年間路線支出：178,254,844円

年間輸送人員：102,519人

年間平均輸送密度：5.8

1-2. 現在のサービス水準が必要な理由

継続的に路線赤字ではあったものの、地域における需要に対する利便性を鑑み、運行開始当初の4便/日から10便/日にまで増加している。しかしながら、本路線は、最上地域の中心市である新庄市や沿線の北村山各市町村と仙台市とを直接繋ぐ唯一の公共交通機関であり、仙台市の都市機能を活用した沿線各市町村の定住自立の維持に不可欠な路線である。そのため、通勤・通学・通院も含めた日帰りの利用が可能な10便/日、片道最大2,040円（回数券利用の場合1,750円）という運賃を維持する必要があるが、路線赤字の現状の中でも、交通事業者としては、他路線・他事業の収益により、上記サービス水準を維持している。

1-3. 見直しの必要性と内容

地域公共交通事業全体が厳しく、かつ、貸切バスや旅行業等、当該交通事業者が営む他事業の収益についてもコロナ禍も受けて苦境にある中で、地域の必要性に応じた現状のサービス水準を、交通事業者単独の負担で維持することは持続的ではない。

そのため、本路線を地域全体として維持すべき路線として位置付ける。なお、地域全体として位置付けるにあたっては、運賃も含めたサービス内容については、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとする。具体的な見直し内容は以下のとおり。

交通事業者（山交バス）：

現在の長距離運送として届出により定めている運賃を廃止し、新たに山形県地域公共交通活性化協議会で協議し決定した運賃により運行する。

国：

山形県地域公共交通活性化協議会で運賃及びその他のサービス内容について協議し、同意した内容に従って、交通事業者から市町村間幹線系統の補助申請があった場合、当該補助の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

沿線市町村（新庄市、舟形町、尾花沢市、村山市、東根市）：

地域の必要性和交通事業者の体制とを勘案し、本路線の運賃を含めたサービス内容を協議・決定する。また、本路線が地域全体で支える路線であることを踏まえ、市町村内交通については本路線との連携する形での見直しを図る等、本路線の利用の維持・拡大を進める。

また、本路線が国庫補助の対象から外れた場合や、国庫補助のみでは交通事業者が必要なサービス内容の維持に支障をきたすとなった場合においては、その際の本路線に対する地域の必要性に鑑み、公的支援も含めた必要な措置をとる。

県：

交通事業者から国と協調しての市町村間幹線系統の補助申請があった場合、当該補助の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

加えて、市町村が本路線に対して支援を行う場合で、当該支援を県の市町村総合交付金の算定対象とした場合、当該交付金の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

また、山形県地域公共交通活性化協議会事務局として、本路線の利用状況や収支について継続的にモニタリングし、必要に応じて、交通事業者や沿線市町村とのサービス内容や支援のあり方についての見直しの協議を主催する。

山形県地域公共交通活性化協議会：

地域全体として維持する必要がある本路線のサービス内容として、別表1-1～2のとおり定める。

※なお、本路線を地域全体で支えるべきとする理由が専ら山形県側の需要に基づくものであることから、路線としての位置付けや公的支援の対象となるのはあくまで、本路線の山形県内通過部分のみとする。宮城県側の通過部分の位置付け等については、宮城県における計画や協議等において決定されるべきものである。

2. 米沢～仙台線

2-1. 運行開始から現在までの経緯

山交バス路線は、平成14年運行開始。JRバス東北は、同時に参入。事業者・行政で把握できる範囲で、当初より運行収支は赤字となっていたが、近年、沿線人口の減少とともに、利用が大きく低迷し、現在では、年間輸送人員40,031人にまで落ち込んでいる。一方、山形県のコロナ禍におけるバス事業維持対策支援金等を除き、原則公的支援は受けられていない。

現在の路線概況（山交バス）

年間路線収入：36,385,670円
年間路線支出：63,741,555円
年間輸送人員：21,480人
年間平均輸送密度：9.2

現在の路線概況（JRバス東北）

年間路線収入：34,853,606円
年間路線支出：63,733,177円
年間輸送人員：18,551人
年間平均輸送密度：9.0

2-2. 現在のサービス水準が必要な理由

継続的に路線赤字ではあったものの、地域における需要に対する利便性を鑑み、運行開始当初の4便/日から6便/日にまで増加している。しかしながら、本路線は、置賜地域の中心市である米沢市と仙台市とを直接繋ぐ唯一の公共交通機関であり、かつ、米沢市を起終点とする唯一の県際・地域間バス路線でもあり、仙台市の都市機能を活用した沿線各市町村の定住自立の維持に不可欠な路線である。

そのため、通勤・通学・通院も含めた日帰りの利用が可能な6便/日、片道最大2,000円（回数券利用の場合1,700円）という運賃を維持する必要があるとあり、路線赤字の現状の中でも、交通事業者としては、他路線・他事業の収益により、上記サービス水準を維持している。

2-3. 見直しの必要性と内容

地域公共交通事業全体が厳しく、かつ、貸切バスや旅行業等、当該交通事業者が営む他事業の収益についてもコロナ禍も受けて苦境にある中で、地域の必要性に応じた現状のサービス水準を、交通事業者単独の負担で維持することは持続的ではない。

そのため、本路線を地域全体として維持すべき路線として位置付ける。なお、地域全体として位置付けるにあたっては、運賃も含めたサービス内容については、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとする。具体的な見直し内容は以下のとおり。

交通事業者（山交バス・JRバス東北）：

現在の長距離運送として届出により定めている運賃を廃止し、新たに山形県地域公共交通活性化協議会で協議し決定した運賃により運行する。

本路線については、二つの交通事業者によって運行されるものであるが、サービス利用者の利便性の観点から、両交通事業者は、サービス内容の協議会における協議、利用者に対する情報発信等、可能な限り協力し、協議会における協議及び利用者へのサービス提供が一体的に行われるよう努める。

国：

山形県地域公共交通活性化協議会で運賃及びその他のサービス内容について協議し、同意した内容に従って、交通事業者から市町村間幹線系統の補助申請があった場合、当該補助の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

沿線市町村（米沢市）：

地域の必要性和交通事業者の体制とを勘案し、本路線の運賃を含めたサービス内容を協議・決定する。また、本路線が地域全体で支える路線であることを踏まえ、市町村内交通については本路線との連携する形での見直しを図る等、本路線の利用の維持・拡大を進める。

また、本路線が国庫補助の対象から外れた場合や、国庫補助のみでは交通事業者が必要なサービス内容の維持に支障をきたすとなった場合においては、その際の本路線に対する地域の必要性に鑑み、公的支援も含めた必要な措置をとる。

県：

交通事業者から国と協調しての市町村間幹線系統の補助申請があった場合、当該補助の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

加えて、市町村が本路線に対して支援を行う場合で、当該支援を県の市町村総合交付金の算定対象とした場合、当該交付金の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

また、山形県地域公共交通活性化協議会事務局として、本路線の利用状況や収支について継続的にモニタリングし、必要に応じて、交通事業者や沿線市町村とのサービス内容や支援のあり方についての見直しの協議を主催する。

山形県地域公共交通活性化協議会：

地域全体として維持する必要がある本路線のサービス内容として、別表2-1～3のとおり定める。

※なお、本路線を地域全体で支えるべきとする理由が専ら山形県側の需要に基づくものであることから、路線としての位置付けや公的支援の対象となるのはあくまで、本路線の山形県内通過部分のみとする。宮城県側の通過部分の位置付け等については、宮城県における計画や協議等において決定されるべきものである。

3. 鶴岡～山形線

3-1. 運行開始から現在までの経緯

庄内交通 鶴岡～山形線は昭和56年から、庄内と山形市を結ぶ路線の運行を開始し、平成12年より山形道を経由する路線とした運行となる。当時（昭和55年国勢調査）は、村山地域の人口は約56万人、庄内地域の人口は約34万人で、沿線となる酒田・鶴岡・西川・寒河江・山形各市町の人口だけで約49万人であり、庄内地域と県都を繋ぐ必須の幹線として一定の利用があったものの、近年、県内人口・沿線人口ともにおおきく減少する中で、利用が大きく低迷し、現在では、年間輸送人員

15,983人となり、鶴岡～山形線の路線収支は赤字となっている。一方、山形県のコロナ禍におけるバス事業維持対策支援金等を除き、原則公的支援は受けられていない。

現在の路線概況（庄内交通・鶴岡～山形線）

年間路線収入：9,876,000円
年間路線支出：18,491,000円
年間輸送人員：4,822人
年間平均輸送密度：5.5

現在の路線概況（山交バス・鶴岡～山形線）

年間路線収入：22,295,858円
年間路線支出：40,824,089円
年間輸送人員：11,161人
年間平均輸送密度：4.9

3-2. 現在のサービス水準が必要な理由

運行開始当初からの赤字の中、山交バス最大便数5便/日から2便/日にまで減少している。しかしながら、本路線は、庄内地域と県庁所在地であり、県内で最も人口の多い山形市を中心とする村山地域を直接結ぶ唯一の公共交通機関であり、庄内地域の定住自立にはもとより、山形県としての一体性の確保という観点でも必須の幹線交通軸である。

そのため、通勤・通学・通院も含めた日帰りの利用が可能な2便/日、片道最大2,600円（回数券利用の場合2,200円）という運賃を維持する必要があると、路線赤字の現状の中でも、交通事業者としては、他路線・他事業の収益により、上記サービス水準を維持している。

3-3. 見直しの必要性と内容

地域公共交通事業全体が厳しく、かつ、貸切バスや旅行業等、当該交通事業者が営む他事業の収益についてもコロナ禍も受けて苦境にある中で、地域の必要性に応じた現状のサービス水準を、交通事業者単独の負担で維持することは持続的ではない。

そのため、本路線を地域全体として維持すべき路線として位置付ける。なお、地域全体として位置付けるにあたっては、運賃も含めたサービス内容については、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとする。

具体的な見直し内容は以下のとおり。

交通事業者（山交バス）：

現在の長距離運送として届出により定めている運賃を廃止し、新たに山形県地域公共交通活性化協議会で協議し決定した運賃により運行する。

また、鶴岡～山形線については、交通事業者単独の努力ではサービス内容の維持が困難な現状と協議会における円滑な協議や公的支援の効果的な実施という観点も鑑み、現行3便すべての運行主体を山交バスとして、協議会における協議等を一本化するとともに、庄内交通においても一部サービスの運行受託等、サービス内容の維持のための協力に努めるものとする。

国：

山形県地域公共交通活性化協議会で運賃及びその他のサービス内容について協議し、同意した内容に従って、交通事業者から市町村間幹線系統の補助申請があった場合、当該補助の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

沿線市町村（鶴岡市、西川町、寒河江市、山形市）：

地域の必要性和交通事業者の体制とを勘案し、本路線の運賃を含めたサービス内容を協議・決定する。また、本路線が地域全体で支える路線であることを踏まえ、市町村内交通については本路線との連携する形での見直しを図る等、本路線の利用の維持・拡大を進める。

また、本路線が国庫補助の対象から外れた場合や、国庫補助のみでは交通事業者が必要なサービス内容の維持に支障をきたすとなった場合においては、その際の本路線に対する地域の必要性に鑑み、公的支援も含めた必要な措置をとる。

県：

交通事業者から国と協調しての市町村間幹線系統の補助申請があった場合、当該補助の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

加えて、市町村が本路線に対して支援を行う場合で、当該支援を県の市町村総合交付金の算定対象とした場合、当該交付金の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

また、山形県地域公共交通活性化協議会事務局として、本路線の利用状況や収支について継続的にモニタリングし、必要に応じて、交通事業者や沿線市町村とのサービス内容や支援のあり方についての見直しの協議を主催する。

山形県地域公共交通活性化協議会：

地域全体として維持する必要がある本路線のサービス内容として、別表 3-1～2 のとおり定める。

4. 上山市～山形市（芸工大）～仙台線

4-1. 運行開始から現在までの経緯

平成 18 年運行開始。事業者・行政で把握できる範囲で、当初より運行収支は赤字となっていたが、近年、沿線人口の減少とともに、利用が大きく低迷し、現在では、年間輸送人員 116,769 人にまで落ち込んでいる。一方、山形県のコロナ禍におけるバス事業維持対策支援金等を除き、原則公的支援は受けられていない。

現在の路線概況（山交バス）

年間路線収入：34,756,079 円

年間路線支出：56,231,250 円

年間輸送人員：63,302 人

年間平均輸送密度：22.8

現在の路線概況（宮城交通）

年間路線収入：48,646,000 円

年間路線支出：59,183,000 円

年間輸送人員：53,467 人

年間平均輸送密度：20.1

4-2. 現在のサービス水準が必要な理由

継続的に路線赤字ではあったものの、地域における需要に対する利便性を鑑み、8 便／日を維持している。本路線は、仙台市と山形市を結ぶ路線の中でも、特に東北芸術工科大学に直接乗り入れる路線であり、代替交通として山形駅、山形県庁と仙台市を結ぶ高速バス路線と山形駅等からのスクールバスによる移動手段が存在するものの、特に山形—仙台間高速バスの混雑も鑑みると、東北芸術工科

大学への仙台からの通勤利便を確保する上で不可欠な路線となっている。特に、東北芸術工科大学の学生の約2割は宮城県からの通学となっており、同大学の学生利便の確保、ひいては地域において重要な大学である同大学の競争力確保の観点でも、重要な路線となる。そのため、仙台市と東北芸術工科大学間において、通学利用が可能な8便/日、片道最大2,000円（回数券利用の場合1,700円）という運賃を維持する必要があるとあり、路線赤字の現状の中でも、交通事業者としては、他路線・他事業の収益により、上記サービス水準を維持している。

4-3. 見直しの必要性和内容

地域公共交通事業全体が厳しく、かつ、貸切バスや旅行業等、当該交通事業者が営む他事業の収益についてもコロナ禍も受けて苦境にある中で、地域の必要性に応じた現状のサービス水準を、交通事業者単独の負担で維持することは持続的ではない。

そのため、本路線を地域全体として維持すべき路線として位置付ける。なお、地域全体として位置付けるにあたっては、運賃も含めたサービス内容については、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとする。

また、同路線については、仙台市から上山市へと至る路線であるが、東北芸術工科大学への需要を中心として山形市が沿線自治体として地域の生活交通路線としての必要性を認識しているものであり、仙台市から山形市（東北芸術工科大学）への路線を切り出し、再編することとする。

具体的な見直し内容は以下のとおり。

交通事業者（山交バス・宮城交通）：

地域生活交通路線としては、山形市（東北芸術工科大学）～仙台市の路線が必要との認識が沿線自治体から示されたことを受け、上山市～仙台市間の路線を東北芸術工科大学で分割し、申請・運行するものとする。

現在の長距離運送として届出により定めている運賃を廃止し、山形市（東北芸術工科大学）～仙台市の路線については、新たに山形県地域公共交通活性化協議会で協議し決定した運賃により運行する。

なお、分割された上山市までの路線については短距離の一般路線となるが、起終点を利用する乗客の利便性維持のため、実質的に従前の運賃水準となるよう、山形県地域公共交通活性化協議会で協議し決定した運賃により運行する。

国：

山形県地域公共交通活性化協議会で運賃及びその他のサービス内容について協議し、同意した内容に従って、交通事業者から市町村間幹線系統の補助申請があった場合、当該補助の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

沿線市町村（山形市）：

地域の必要性和交通事業者の体制とを勘案し、本路線の運賃を含めたサービス内容を協議・決定する。また、本路線が地域全体で支える路線であることを踏まえ、市町村内交通については本路線との連携する形での見直しを図る等、本路線の利用の維持・拡大を進める。

また、本路線が国庫補助の対象から外れた場合や、国庫補助のみでは交通事業者が必要なサービス内容の維持に支障をきたすとなった場合においては、その際の本路線に対する地域の必要性に鑑み、公的支援も含めた必要な措置をとる。

県：

交通事業者から国と協調しての市町村間幹線系統の補助申請があった場合、当該補助の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

加えて、市町村が本路線に対して支援を行う場合で、当該支援を県の市町村総合交付金の算定対象とした場合、当該交付金の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

また、山形県地域公共交通活性化協議会事務局として、本路線の利用状況や収支について継続的にモニタリングし、必要に応じて、交通事業者や沿線市町村とのサービス内容や支援のあり方についての見直しの協議を主催する。

山形県地域公共交通活性化協議会：

地域全体として維持する必要がある本路線のサービス内容について、交通事業者や沿線市町村との協議を進める。

※なお、本路線を地域全体で支えるべきとする理由が専ら山形県側の需要に基づくものであることから、路線としての位置付けや公的支援の対象となるのはあくまで、本路線の山形県内通過部分のみとする。宮城県側の通過部分の位置付け等については、宮城県における計画や協議等において決定されるべきものである。

地域内市町村間路線

地域内市町村間幹線バス路線の見直しの必要性

各地域ブロック内の広域移動を支える市町村間幹線バス路線に対しては、現在、国・県の協調による地域公共交通確保維持事業による支援を中心とした公的支援が行われている。

サービス内容が長期間安定的に維持され使い慣れることができるということは、利用者の利便性の確保という観点では、最も確実で効果の大きいものであり、公共交通サービスは見直せばよいというものではない。

一方で、当該事業の補助対象路線は、沿線人口の減少等により利用が低迷し、地域にとって維持が不可欠であるにも関わらず、路線収支が大きく赤字となり、交通事業者単独ではサービス水準の強化はもちろん、持続的な維持も困難な路線が多く存在し、そうした路線においては、その内容や関係主体の役割分担を見直すことで、サービスの持続性と利便性の向上が望まれるものも少なくない。

そのため、以下の4路線については、地域にとっての必要性和路線収支の状況に鑑み、その位置付けやサービス内容を見直し、地域の関係者全体で路線の維持や利用促進を図るものとする。

地域内市町村間幹線バス路線見直し対象路線一覧

	流動	対象路線の運行事業者
1	山形駅～長井駅	山交バス
2	鶴岡駅～羽黒山山頂	庄内交通
3	酒田市～三川町～鶴岡市	庄内交通
4	西川町間沢～寒河江駅	西川町

また、以下の3路線については、本計画による情報集約・整理の中で、現行のサービス内容のままで、地域公共交通確保維持事業の補助申請が可能な路線であることが判明したものであるため、当該路線を運行する交通事業者は、それぞれの路線について、国に対して補助申請を行うこととする。なお、特別の事情があって、補助申請をすべきでない路線については、交通事業者は、山形県地域公共交通活性化協議会に報告した上で、補助申請を行わないことができる。

地域内市町村間幹線バス路線新規申請路線一覧

	流動	対象路線の運行事業者
1	天童市～寒河江市	山交バス
2	新庄市～鮭川村	新庄輸送サービス
3	大石田駅～銀山温泉	はながさバス

各路線の具体的な必要性和見直し内容

1. 山形駅～長井駅（山交バス）

1-1. 現在の運行内容

見直し対象系統の既存名称：山形市役所（六角・荒砥）長井

既存サービス内容：（ダイヤ・ルート・運賃を表で）

利用状況の概要：

全線を利用する利用者は、起終点の長井市及び沿線の白鷹町から山形市内の病院・大学・高校等への通学・通院・通勤が主。ただし、全線を利用する利用者は少なく、多くは、山形市内区間や荒砥駅・長井駅間などの短距離利用が多い。

参考指標（H30年10月～R1年9月）

年間利用者数：95,683人

うち定期利用者数：76,749人

全線利用時の運賃：1,480円

平均賃率：41.32円

1-2. 見直しの理由

山形市から長井市まで山間部を越える約45km、片道80分の長距離路線でありながら、長距離で利用する利用者が少なく、短距離利用が多いが、一方で、長距離路線故に、荒砥駅・長井駅間の需要に応じたダイヤ変更が対応しにくくなっており、系統の分割や便数の再配分により、より需要に適したサービス内容とすることで、収支の改善と利便性の向上を図ることが必要となっている。

1-3. 見直しの内容

見直し対象系統後の名称：「山形市役所～荒砥」・「荒砥～長井」

見直し後のサービス内容：（ダイヤ・ルート・運賃）別表4-1～3のとおり

見直し後の利用想定（見直し後の路線輸送実績・収支想定）：別表5のとおり

2. 鶴岡駅～羽黒山山頂（庄内交通）

2-1. 現在の運行内容

見直し対象系統の既存名称：鶴岡-羽黒山山頂線

既存サービス内容：（ダイヤ・ルート・運賃）別表6-1～2のとおり

利用状況の概要：

主たる利用は、羽黒地内の地域住民と羽黒随神門や羽黒山山頂への観光客利用だが、生活利用であるフィーダー路線と重複する区間が多く見られる。観光客の利用は、全線の利用としては少なく、ほとんどが、山頂または参道入り口にある随神門近くの駐車場に自家用車を置き、参道を歩いた後で駐車場まで戻るための短距離利用となっている。観光利用は春先から秋までとなっており、夏期の利用が最も多い。反対に冬期間の利用は激減し、また終点である羽黒山山頂までの利用者はほぼ見られない。

見直し対象系統の既存名称：（重複するフィーダー路線名称）

鶴岡-羽黒随神門線

既存サービス内容：（ダイヤ・ルート・運賃を表で）
準備中

利用状況の概要：

旧羽黒町住民の鶴岡市中心市街地への生活交通ニーズに基づき実施。地域内フィーダー路線としての国庫補助及び鶴岡市からの補助を受けている。

2-2. 見直しの理由

終点までの区間は観光ニーズを主とする路線でありながら、全線を長距離利用する観光客は少なく、一方で、ほぼ全線に渡ってフィーダー補助対象路線と大きく重複し、地域内生活交通ニーズで競合が発生している。

観光路線として必要な短距離区間と生活交通として必要な長距離区間とを分割し、かつ、フィーダー補助対象路線とも統合し、双方の便数を再配分し、観光利用の収益を向上させつつ、生活交通としての利便性も確保するため、季節及び利用者の状況に応じた運行期間、運行区間を設定する見直しが必要となっている。

2-3. 見直しの内容

観光路線として必要な短距離区間と生活交通として必要な長距離区間とを分割し、かつ、フィーダー補助対象路線とも統合し、双方の便数を再配分を行う（詳細については、地元自治体と協議中）。

3. 酒田市～三川町～鶴岡市（庄内交通）

3-1. 現在の運行内容

見直し対象システムの既存名称：

- 鶴岡（イオンモール三川）酒田線
- 鶴岡（イオンモール三川）酒田光陵高校線

既存サービス内容：（ダイヤ・ルート・運賃）別表7-1～2のとおり

利用状況の概要：

庄内地域の二大拠点である酒田市と鶴岡市を繋ぐ路線であるが、利用の多くは、鶴岡市から途中の三川町にあるイオンモール三川までの買い物等の需要となっている。鶴岡市と酒田市までの長い区間での利用者は、双方向からの朝晩の通学利用が主となっている。特に酒田から鶴岡方面への通学利用者は多く、冬期間にはさらに増加傾向となる。

3-2. 見直しの理由

酒田市と鶴岡市を相互に移動する需要については、並行する JR 羽越線が一定程度担っていることもあり、鶴岡市～三川町の需要と酒田市～三川町需要に需要がほぼ二分され、鶴岡～酒田間のサービスを一律に提供しては、こうした大きく分かれる需要に対応し難くなっている。そのため、系統

を分割し、それぞれの需要に対してより適した便数配分を行い、路線の持続性・利便性双方を向上させる必要がある。

3-3. 見直しの内容

系統を分割し、鶴岡市～三川町の需要と酒田市～三川町需要のそれぞれの需要に対してより適した便数配分を行う。なお、酒田市側から鶴岡市側への通学需要が一定程度存在することから、通学時間帯の一部便については同一車両によって分割後の両路線をシームレスに接続する等、通学需要の利便性が低下しないよう措置する（詳細については、地元自治体と協議中）。

4. 西川町間沢～寒河江駅（西川町）

4-1. 現在の運行内容

見直し対象系統の既存名称：

既存サービス内容：（ダイヤ・ルート・運賃を表で）

利用状況の概要：

西川町の中心部から JR 左沢線の拠点駅である寒河江駅までを繋ぐ路線であり、自家用有償旅客運送として、西川町営バスが運行している。西川町内から寒河江市内の病院や学校への通学、また、JR を利用しての山形市内への移動などにも利用されている。

4-2. 見直しの理由

西川町営バスとして、自家用有償旅客運送として実施されている一方で、実態としては西川町内のニーズを集約した上で、寒河江市、山形市といった都市拠点へと繋ぐ地域間幹線として機能しており、そのために運行経費も多額となっている。

そのため、交通事業者を運行主体とし、適切な運賃を利用者から徴収することを可能とするとともに、広域幹線交通に責任を持つべき主体もこれを支援すべく役割分担を再編し、地域間幹線路線として関係主体がそれぞれに支援する形で、サービス内容を維持する必要がある。

4-3. 見直しの内容

見直し対象系統後の名称：

見直し後のサービス内容：

自家用有償旅客運送から、【乗合バス事業者】による道路運送法第4条の運行への見直しを検討する。

原則として当初1年間は現行のサービス内容を維持する。その上で路線収支の実績を踏まえ、適切な運賃水準について見直しを検討する。

見直し後の想定（見直し後の収支想定）：

見直し詳細については、乗合バス事業者と調整する。

普通旅客運賃表及び新旧運賃対照表

整理番号	M-19
------	------

特急 新庄(東根・作並)仙台 線 新庄駅前(東根・作並)仙台駅前間

1. 基準賃率及び平均賃率

(仙台市営)			
区分	改定	改定	※
基準賃率	41円10銭	38円10銭	47円70銭
平均賃率	32円55銭		

※基準賃率47円70銭は、平成20年12月24日までの区間運賃で1000円未満の区間に適用

2. 指定停留所

区界停留所	指定停留所	料程	摘要
原宿	東郷	2.65	
	原宿	0	

新庄駅前 $\frac{9.59}{9.54}$ 舟形十字路
 $19.13 / 2 = 9.565 \approx 9.6$

舟形十字路 $\frac{14.25}{14.40}$ 尾花沢待合所
 $28.65 / 2 = 14.325 \approx 14.3$

尾花沢待合所 $\frac{16.25}{16.05}$ 村山駅前
 $32.3 / 2 = 16.15 \approx 16.1$

運賃調整原因符号		
調整原因	符号	
	調整下げ	調整上げ
自社他系統	/	●
他社系統	/	※
不合理	/	●
暫定	●	/
その他	□	/

現行軽微運賃
キロ程

区間	運賃										累計	
	新庄駅前	舟形十字路	尾花沢待合所	村山駅前	公立病院前	さくらんぼ東根駅前	東郷	原宿	休石	大滝		
新庄駅前	570											570
舟形十字路		9.6										9.6
尾花沢待合所			14.3									23.9
村山駅前				16.1								37.8
公立病院前					28.2							750
さくらんぼ東根駅前						37.8						1,010
東郷							37.8					1,090
原宿								37.8				1,090
休石									37.8			1,090
大滝										37.8		1,090
作並温泉											37.8	1,090
作並温泉入口											37.8	1,090
仙台高専											37.8	1,090
広瀬キャンパス入口											37.8	1,090
仙台駅前											37.8	1,090
合計	610	1,850	2,010	4,210	4,580	4,970	6,860	7,800	8,480	12,270	15,530	17,110
	13.4	42.2	45.2	107.6	117.6	128.4	183.7	213.5	232.4	393.4	528.7	643.9

2019.10.01実施

米沢 ～ 仙台線 時刻表

< 全日 仙台行き >

運賃	運行会社		JRバス	山交	山交	JRバス	JRバス	山交
(基準)	米沢市役所前	乗	6:33	7:53	9:53	11:53	14:53	16:53
	上杉神社前	乗	6:40	8:00	10:00	12:00	15:00	17:00
	米沢駅東口	乗	6:50	8:10	10:10	12:10	15:10	17:10
	道の駅米沢	乗	6:57	8:17	10:17	12:17	15:17	17:17
2,000円	広瀬通一番町	降	8:32	9:52	11:52	13:52	16:52	18:52
	仙台駅東口	降	8:40	10:00	12:00	14:00	17:00	19:00
	宮城球場前※	降	—	●10:07	●12:07	●★14:07	★17:07	—

乗:乗車のみ 降:降車のみ ※「宮城球場前」は、降車専用になります。「宮城球場前」からは乗車できませんので、ご注意ください。

●デーゲーム開催日延長運行 ★ナイトゲーム開催日延長運行

< 全日 米沢行き >

運賃	運行会社		JRバス	JRバス	山交	山交	JRバス	山交
(基準)	仙台駅東口72番	乗	6:30	10:00	14:00	16:00	18:00	20:00
	広瀬通一番町	乗	6:38	10:08	14:08	16:08	18:08	20:08
2,000円	道の駅米沢	降	8:14	11:44	15:44	17:44	19:44	21:44
	米沢市役所前	降	8:19	11:49	15:49	17:49	19:49	21:49
	上杉神社前	降	8:26	11:56	15:56	17:56	19:56	21:56
	米沢駅東口	降	8:36	12:06	16:06	18:06	20:06	22:06

乗:乗車のみ 降:降車のみ

区間	片道	2回券	6回券
米沢 ～ 仙台	2,000円	3,600円	10,200円

普通旅客運賃表及び新旧運賃対照表

米沢(東北中央道・東北道)仙台

米沢市役所前～仙台駅東口 間

整理番号

A-5

【往路】

別表1

1. 基準賃率

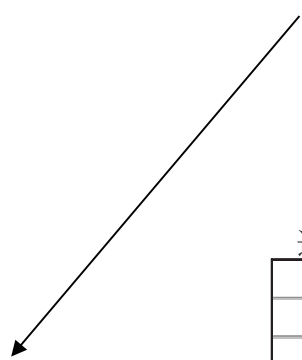
	区間	賃率
基準賃率	2.0kmまで	基準賃率の2倍
	2.1km～30.0kmまで	20円42銭
	30.1km以上	基準賃率の0.7倍

米沢市役所前

						2.0
						2.8
						4.8
						2.6
						5.4
						7.4
						2,000
						2,000
						2,000
						110.6
						113.2
						116.0
						118.0
						2,000
						2,000
						2,000
						1.5
						112.1
						114.7
						117.5
						119.5

現行軽微運賃
実キロ

往路



※米沢市内停留所の取り扱いについて、米沢発仙台行きは乗車専用停留所となります。

※仙台市内停留所の取り扱いについて、米沢発仙台行きは降車専用停留所となります。

運賃用キロ程	仙台駅東口	1.5	広瀬通一番町	110.6	道の駅米沢	2.6	米沢駅東口	2.8	上杉神社前	2.1	米沢市役所前
--------	-------	-----	--------	-------	-------	-----	-------	-----	-------	-----	--------

2019.10.1実施

普通旅客運賃表及び新旧運賃対照表

米沢(東北中央道・東北道)仙台	仙台駅東口～米沢駅東口 間	整理番号	A-5
-----------------	---------------	------	-----

【復路】

別表1

1. 基準賃率

	区 間	賃 率
基準賃率	2.0kmまで	基準賃率の2倍
	2.1km～30.0kmまで	20円42銭
	30.1km以上	基準賃率の0.7倍

		米沢市役所前		上杉神社前		米沢駅東口	
		2.1	4.9	2.8			
		2.3	4.4	7.2			
		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
道		110.4	112.7	114.8	117.6		
		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
仙		1.5	111.9	114.2	116.3	119.1	

現行軽微運賃
実キロ

復路

※米沢市内停留所の取り扱いについて、仙台発米沢ゆきは降車専用停留所となります。
 ※仙台市内停留所の取り扱いについて、仙台発米沢ゆきは乗車専用停留所となります。

運賃用キロ程	仙 台 駅 東 口	1.5	広 瀬 通 一 番 町	110.4	道 の 駅 米 沢	2.3	米 沢 市 役 所 前	2.1	上 杉 神 社 前	2.8	米 沢 駅 東 口
--------	-----------------------	-----	----------------------------	-------	-----------------------	-----	----------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------

2019.10.1実施

山形 ～ 鶴岡・酒田線 時刻表

< 全日 鶴岡・酒田行き >

運賃	運行会社	山交	庄交	庄交	山交	庄交	庄交	庄交	庄交
(基準)	山交ビル4番	7:20	10:25	13:05	14:35	15:40	16:30	17:40	19:50
190円	山形駅前1番	7:23	10:28	13:08	14:38	15:43	16:33	17:43	19:53
200円	南高前	7:28	10:33	13:13	14:43	15:48	16:38	17:48	19:58
270円	山形県庁前	7:32	10:37	13:17	14:47	15:52	16:42	17:52	20:02
680円	寒河江バスストップ	7:52	10:57	13:37	15:07	16:12	17:02	18:12	20:22
1,210円	西川バスストップ	8:02	11:07	13:47	15:17	16:22	17:12	18:22	20:32
1,700円	月山口	8:22	-	-	15:37	-	-	-	-
2,450円	庄内あさひバスストップ	8:52	11:52	14:32	16:07	17:07	17:57	19:07	21:17
2,600円	庄内観光物産館	9:07	12:07	14:47	16:22	17:22	18:12	19:22	21:32
2,600円	鶴岡エスモールバスターミナル	9:17	-	14:57	16:32	17:32	-	19:32	21:42
2,800円	イオン酒田南店	…	12:32	…	…	18:07	18:37	20:07	22:17
2,800円	酒田庄交バスターミナル	…	12:47	…	…	18:22	18:52	20:22	22:32

< 全日 山形行き >

運賃	運行会社	庄交	庄交	庄交	庄交	山交	庄交	庄交	山交
840円	酒田庄交バスターミナル	6:15	…	8:30	9:30	…	13:30	15:40	…
840円	イオン酒田南店	6:30	…	8:45	9:45	…	13:45	15:55	…
(基準)	鶴岡エスモールバスターミナル	7:05	7:50	-	10:20	11:15	14:20	16:30	18:05
420円	庄内観光物産館	7:20	8:05	9:10	10:35	11:30	14:35	16:45	18:20
850円	庄内あさひバスストップ	7:35	8:20	9:25	10:50	11:45	14:50	17:00	18:35
1,700円	月山口	-	8:50	-	-	12:15	-	-	19:05
2,100円	西川バスストップ	8:20	9:10	10:10	11:35	12:35	15:35	17:45	19:25
2,300円	寒河江バスストップ	8:30	9:20	10:20	11:45	12:45	15:45	17:55	19:35
2,600円	山形県庁前	8:50	9:40	10:40	12:05	13:05	16:05	18:15	19:55
	南高前	8:54	9:44	10:44	12:09	13:09	16:09	18:19	19:59
	山交ビル	8:57	9:47	10:47	12:12	13:12	16:12	18:22	20:02
	山形駅前	8:59	9:49	10:49	12:14	13:14	16:14	18:24	20:04

区間	片道	往復券	4回券
山形 ～ 鶴岡	2,600円	4,400円	8,700円
山形 ～ 酒田	2,800円	4,800円	9,500円

普通旅客運賃表及び新旧運賃対照表

整理番号	I-1(5)
------	--------

高速山形(月山口)鶴岡線 山交ビルバスターミナル～エスモールバスターミナル間

1. 基準賃率及び平均賃率

区分	現行	※
基準賃率	41円 10銭	47円 70銭

※の賃率は山交ビルバスターミナル～西川バスストップ間のみ適用することとする

2. 指定停留所

区界停留所	指定停留所	料程	摘要
山交ビルバスターミナル	山交ビルBT	0	
	山形駅前	0.4	

3. 按分料

$$\text{南高前} \frac{1.6}{1.58} \text{ 県庁前} \frac{21.85}{21.87} \text{ 寒河江BS}$$

$$3.18 \times 1/2 = 1.59 \approx 1.6 \quad 43.72 \times 1/2 = 21.86 \approx 21.9$$

$$\text{庄内観光物産館} \frac{4.8}{4.2} \text{ エスモールバスターミナル}$$

$$9.0 \times 1/2 = 4.5$$

(A)月山口

運賃調整原因別符号		
原因	調整下げ	調整上げ
自社他系統	△	●
他社系統	△	※
不合理	△	●
暫定	●	△
その他	□	△

分岐点(A)

現行軽微運賃
キロ程

										1,700
										53.9
										1,700
										200
										51.9
										1,700
										190
										270
										1,670
										50.3
										3.6
										680
										680
										680
										1,090
										28.4
										23.5
										25.5
										760
										750
										1,210
										1,210
										1,210
										1,210
										760
										17.4
										11.0
										32.9
										34.5
										36.5
										1,200
										1,600
										1,850
										2,400
										2,450
										2,450
										1,200
										30.7
										48.1
										59.1
										81.0
										82.6
										84.6
										1,600
										750
										2,000
										2,250
										2,600
										2,600
										2,600
										2,600
										1,700
										46.7
										16.0
										64.1
										75.1
										97.0
										98.6
										100.6
										46.7
										420
										850
										2,100
										2,300
										2,600
										2,600
										2,600
										1,700
										51.2
										20.5
										68.6
										79.6
										101.5
										103.1
										105.1
										51.2
										420
										1,600
										5,700
										7,150
										9,490
										9,730
										10,010
										11,420
										55,520
										4.5
										36.5
										180.8
										224.8
										334.3
										343.9
										357.9
										330.5
										1813.2

2019.10.01実施

普通旅客運賃表及び新旧運賃対照表

整理番号 B-15

山形市役所～荒砥線

山形市役所前(六角)荒砥駅 間

1. 基準賃率及び平均賃率

Table with columns for '区分' (Category), '現行' (Current), and '改定' (Revised) rates for '基準賃率' (Basic rate) and '平均賃率' (Average rate) in Yen and Sen.

2. 指定停留所

Table listing '区界停留所' (Boundary stops), '指定停留所' (Designated stops), '料率' (Rates), and '摘要' (Remarks) for various stations like 山交ビルバスターミナル and センタービル前.

Table for '運賃調整原因符号' (Fare adjustment reason symbols) showing symbols for '調整原因' (Adjustment reason) such as '自社他系統' (Self/other system) and '不合理' (Unreasonable).

Table for '申請上限運賃' (Applied maximum fare) and '現行上限運賃' (Current maximum fare) with '実キロ' (Actual kilometers).

Table showing specific fare rates for '山形市役所前', '山交ビルバスターミナル', 'センタービル前', '若葉町', '美畑町', '東横町', and '荒砥駅'.

Main fare table grid showing fares for various stations including 山形市役所前, 山交ビルバスターミナル, センタービル前, 若葉町, 美畑町, 南館, 富の中西, 医療技術専門学校前, 二位田, 長谷堂, 西向, 須刈田, 岩の下, 元屋敷, 六角, 中の森, 小滝, 細野, 萩野口, 滝野, 塩田, 十王, 東横町, 荒砥駅, and 合計 (Total).

別表5

申請番号	路線名	補助プログラム及び利用種別 (申請内容)	補助対象経費の算出方法	補助対象経費の年次別実績												累計実績	R4予定	計画	R4予定	R4予定				
				前年度			前年度			前年度			前年度											
				経費総額	事業実行キロ	補助対象経費	経費総額	事業実行キロ	補助対象経費	経費総額	事業実行キロ	補助対象経費	経費総額	事業実行キロ	補助対象経費									
新号	山形(長谷野)線	143,926.6 km	45,146,807 円	131円/2機	20,378,940 円	202,206 km	149円/2機	28,855,039 円	204,471.2 km	149円/4機	21,651,938 円	273,326 円	108,947.0 km	109円/1機	18,909,319 円	26,177,188 円	20,311,420 円	20,311,420 円	5.9	2.2	12.9	2	第2号	
第2号	長村-直根	64,923 km	20,260,292 円	318円/2機	3,959,793 円	11,970 km	323円/2機	3,725,800 円	10,613.1 km	318円/4機	2,978,206 円	24,700,214 円	9,153.7 km	314円/4機	20,770,700 円	-319,416 円	9,162,128 円	0 円	20,365,267 円	62.79	4.9	6.9	6	第3号
合計			65,407,099 円		33,230,529 円	214,276.6 km		32,230,529 円	215,084.3 km		24,700,214 円	200,100.7 km			39,939,919 円			23,571,071 円	209,100.7		112.72			

申請番号	特種事業	補助対象経費	計画額	補助対象経費の年次別実績												累計実績	R4予定	計画	R4予定	R4予定				
				前年度			前年度			前年度			前年度											
				経費総額	事業実行キロ	補助対象経費	経費総額	事業実行キロ	補助対象経費	経費総額	事業実行キロ	補助対象経費	経費総額	事業実行キロ	補助対象経費									
新号	リムライズ	6,895千円	3,442.5千円	15.1%	22,734,688円	2,734.688千円	15.1%	3,442,500円	3,442.500千円	15.1%	19,292,188円	19,292.188千円	84.9%	20,311,420円	20,311.420千円	84.9%	20,311,420円	20,311,420円	5.9	2.2	12.9	2	第2号	
第2号	リムライズ	-277千円	-138.3千円	76.6%	-180,817円	-138,500円	76.6%	-138,500円	-138,500円	76.6%	-42,417円	-42,417円	23.4%	20,365,267円	20,365.267千円	23.4%	20,365,267円	20,365,267円	6.9	4.9	6.9	6	第3号	
合計																		23,571,071 円	209,100.7		112.72			

エスモールバスターミナル・鶴岡駅前→羽黒随神門→羽黒山頂 ⇒ 月山八合目

★令和2年8月からの運行について
「月山八合目線等」は、下記ダイヤへ減便による運行となります。
ご利用前にはご確認くださいませようお願いいたします。

系統番号	042	042	042	041	042	042	041	042	042	041	042	042	041	041	
停留所	※月山	※月山	山頂	山頂	羽黒随神門	山頂	山頂	羽黒随神門	※月山	○山頂	○羽黒随神門	山頂	山頂	羽黒随神門	○羽黒随神門
				4/1~11/3	11/4~3/31			4/1~11/3	11/4~3/31		4/1~11/3	11/4~3/31			
エスモールバスターミナル①のりば	※6:00	※7:00	7:50	9:40	9:40	10:35	11:40	11:40	12:55	○13:30	○13:30	14:30	15:30	17:25	○18:35
鶴岡駅前①のりば	※6:02	※7:02	7:52	9:42	9:42	10:37	11:42	11:42	12:57	○13:32	○13:32	14:32	15:32	17:27	○18:37
日吉町	※6:04	※7:04	7:54	9:44	9:44	10:39	11:44	11:44	12:59	○13:34	○13:34	14:34	15:34	17:29	○18:39
山王町	※6:05	※7:05	7:55	9:45	9:45	10:40	11:45	11:45	13:00	○13:35	○13:35	14:35	15:35	17:30	○18:40
銀座通り	※6:05	※7:05	7:56	9:46	9:46	10:41	11:46	11:46	13:01	○13:36	○13:36	14:36	15:36	17:31	○18:41
南銀座	※6:07	※7:07	7:58	9:48	9:48	10:43	11:48	11:48	13:03	○13:38	○13:38	14:38	15:38	17:33	○18:43
天満宮前	※6:11	※7:11	8:02	9:52	9:52	10:47	11:52	11:52	13:07	○13:42	○13:42	14:42	15:42	17:37	○18:47
苗津新橋	※6:12	※7:12	8:03	9:53	9:53	10:48	11:53	11:53	13:08	○13:43	○13:43	14:43	15:43	17:38	○18:48
苗津荘銀前	※6:12	※7:12	8:05	9:55	9:55	10:50	11:55	11:55	13:10	○13:45	○13:45	14:45	15:45	17:40	○18:50
出羽庄内国際村	※6:12	※7:12	8:05	9:55	9:55	10:50	11:55	11:55	13:10	○13:45	○13:45	14:45	15:45	17:40	○18:50
赤川	※6:13	※7:13	8:06	9:56	9:56	10:51	11:56	11:56	13:11	○13:46	○13:46	14:46	15:46	17:41	○18:51
三ツ橋	※6:14	※7:14	8:07	9:57	9:57	10:52	11:57	11:57	13:12	○13:47	○13:47	14:47	15:47	17:42	○18:52
狩谷	※6:15	※7:15	8:08	9:58	9:58	10:53	11:58	11:58	13:13	○13:48	○13:48	14:48	15:48	17:43	○18:53
中狩谷	※6:16	※7:16	8:09	9:59	9:59	10:54	11:59	11:59	13:14	○13:49	○13:49	14:49	15:49	17:44	○18:54
西黒瀬	※6:17	※7:17	8:10	10:00	10:00	10:55	12:00	12:00	13:15	○13:50	○13:50	14:50	15:50	17:45	○18:55
ゆぼか	※6:18	※7:18	8:11	10:01	10:01	10:56	12:01	12:01	13:16	○13:51	○13:51	14:51	15:51	17:46	○18:56
黒瀬	※6:19	※7:19	8:12	10:02	10:02	10:57	12:02	12:02	13:17	○13:52	○13:52	14:52	15:52	17:47	○18:57
荒川	※6:20	※7:20	8:13	10:03	10:03	10:58	12:03	12:03	13:18	○13:53	○13:53	14:53	15:53	17:48	○18:58
羽黒庁舎前	※6:20	※7:20	8:14	10:04	10:04	10:59	12:04	12:04	13:19	○13:54	○13:54	14:54	15:54	17:49	○18:59
笹川	※6:21	※7:21	8:15	10:05	10:05	11:00	12:05	12:05	13:20	○13:55	○13:55	14:55	15:55	17:50	○19:00
野荒町	※6:22	※7:22	8:16	10:06	10:06	11:01	12:06	12:06	13:21	○13:56	○13:56	14:56	15:56	17:51	○19:01
十文字	※6:24	※7:24	8:18	10:08	10:08	11:03	12:08	12:08	13:23	○13:58	○13:58	14:58	15:58	17:53	○19:03
石の館サンロード前	※6:26	※7:26	8:20	10:10	10:10	11:05	12:10	12:10	13:25	○14:00	○14:00	15:00	16:00	17:55	○19:05
大鳥居	※6:27	※7:27	8:21	10:11	10:11	11:06	12:11	12:11	13:26	○14:01	○14:01	15:01	16:01	17:56	○19:06
羽黒高校前	※6:28	※7:28	8:22	10:12	10:12	11:07	12:12	12:12	13:27	○14:02	○14:02	15:02	16:02	17:57	○19:07
松原町	※6:29	※7:29	8:23	10:13	10:13	11:08	12:13	12:13	13:28	○14:03	○14:03	15:03	16:03	17:58	○19:08
蝦夷館公園前	※6:29	※7:29	8:23	10:13	10:13	11:08	12:13	12:13	13:28	○14:03	○14:03	15:03	16:03	17:58	○19:08
羽黒案内所	※6:30	※7:30	8:24	10:14	10:14	11:09	12:14	12:14	13:29	○14:04	○14:04	15:04	16:04	17:59	○19:09
黄金堂前	※6:31	※7:31	8:25	10:15	10:15	11:10	12:15	12:15	13:30	○14:05	○14:05	15:05	16:05	18:00	○19:10
羽黒荒町	※6:32	※7:32	8:26	10:16	10:16	11:11	12:16	12:16	13:31	○14:06	○14:06	15:06	16:06	18:01	○19:11
桜小路	※6:33	※7:33	8:27	10:17	10:17	11:12	12:17	12:17	13:32	○14:07	○14:07	15:07	16:07	18:02	○19:12
羽黒随神門	※6:35	※7:35	8:30	10:20	10:20	11:15	12:20	12:20	13:35	○14:10	○14:10	15:10	16:10	18:05	○19:15
いでは文化記念館前	※6:35	※7:35	8:30	10:20	...	11:15	12:20	...	13:35	○14:10	...	15:10	16:10
羽黒苗圃前	※6:36	※7:36	8:31	10:21	...	11:16	12:21	...	13:36	○14:11	...	15:11	16:11
荒沢寺・ビジターセンター前	※6:43	※7:43	8:38	10:28	...	11:23	12:28	...	13:43	○14:18	...	15:18	16:18
休暇村羽黒	※6:45	※7:45	8:40	10:30	...	11:25	12:30	...	13:45	○14:20	...	15:20	16:20
羽黒山頂	※6:50	※7:50	8:45	10:35	...	11:30	12:35	...	13:50	○14:25	...	15:25	16:25

系統番号	043	043				043								
停留所	※月山	※月山				※乗継 ※月山				※月山				
羽黒山頂	※7:05	※8:05	※14:35	※14:05
荒沢寺・ビジターセンター前	※7:09	※8:09	※14:39	※14:09
休暇村羽黒	※7:10	※8:10	※14:40	※14:10
月山八合目	※8:15	※9:15	※14:45	※15:15

★羽黒山頂～月山八合目間は、県道通行止めに伴い迂回運行をいたします。
月山八合目到着時間は、遅れが生じることがございますので余裕を持った計画をお願いいたします。

△印は、4月1日～11月3日の間運行。
○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び 8/13～8/16、12/30～12/31、1/4～1/5 の間運休。
8/13～8/16、12/30～12/31、1/4～1/5 は、日曜・祝休日ダイヤで運行。
1/1～1/3は正月ダイヤで運行。

※印の青時刻の運行日は、「7月：毎日運行」、「8月：8/1, 2, 8～10, 15, 16, 22, 23, 29, 30 のみ運行」、「9月：運休」

(注)「ゴールドパス高齢者福祉定期券、つるおか1日乗り放題券」は羽黒山頂～月山八合目間はご利用できません。
この時刻表は通過予定時刻となります。交通事情等により遅れが出る場合がありますのでご了承下さい。

別表6-1
令和2年(2020年)7月15日変更

月山八合目 ⇒羽黒山頂→羽黒随神門→鶴岡駅前・エスモールバスターミナル

系統番号				043	043					043					043
停留所				※乗継 ※山頂	※乗継 ※山頂					鶴岡 ※山頂					鶴岡 ※山頂
月山八合目	※8:30	※9:30	※13:40	※15:45
休暇村羽黒	※9:15	※10:15	※13:55	※16:30
荒沢寺・ビジターセンター前	※9:16	※10:16	※13:56	※16:31
羽黒山頂	※9:40	※10:40	※14:20	※16:55

☆月山八合目～羽黒山頂間は、県道通行止めに伴い迂回運行をいたします。
到着時間に遅れが生じることがございますので余裕を持った計画をお願いいたします。



系統番号	041	041	042		042	041	042	042	041	042	042	041	042	042	042
停留所	○鶴岡	○鶴岡	鶴岡		鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡
					4/1~11/3	11/4~3/31		4/1~11/3	11/4~3/31		4/1~11/3	11/4~3/31			
羽黒山頂	9:00	...	10:55	...	11:55	13:00	...	14:25	○14:50	...	15:50	※16:50	17:00
休暇村羽黒	9:05	...	11:00	...	12:00	13:05	...	14:30	○14:55	...	15:55	※16:55	17:05
荒沢寺・ビジターセンター前	9:06	...	11:01	...	12:01	13:06	...	14:31	○14:56	...	15:56	※16:56	17:06
羽黒苗圃前	9:13	...	11:08	...	12:08	13:13	...	14:38	○15:03	...	16:03	※17:03	17:13
いでは文化記念館前	9:15	...	11:10	...	12:10	13:15	...	14:40	○15:05	...	16:05	※17:05	17:15
羽黒随神門	○7:20	○8:20	9:15	...	11:10	11:10	12:10	13:15	13:15	14:40	○15:05	○15:05	16:05	※17:05	17:15
桜小路	○7:21	○8:21	9:16	...	11:11	11:11	12:11	13:16	13:16	14:41	○15:06	○15:06	16:06	※17:06	17:16
羽黒荒町	○7:22	○8:22	9:17	...	11:12	11:12	12:12	13:17	13:17	14:42	○15:07	○15:07	16:07	※17:07	17:17
黄金堂前	○7:23	○8:23	9:18	...	11:13	11:13	12:13	13:18	13:18	14:43	○15:08	○15:08	16:08	※17:08	17:18
羽黒案内所	○7:24	○8:24	9:19	...	11:14	11:14	12:14	13:19	13:19	14:44	○15:09	○15:09	16:09	※17:09	17:19
蝦夷館公園前	○7:25	○8:25	9:20	...	11:15	11:15	12:15	13:20	13:20	14:45	○15:10	○15:10	16:10	※17:10	17:20
松原町	○7:25	○8:25	9:20	...	11:15	11:15	12:15	13:20	13:20	14:45	○15:10	○15:10	16:10	※17:10	17:20
羽黒高校前	○7:26	○8:26	9:21	...	11:16	11:16	12:16	13:21	13:21	14:46	○15:11	○15:11	16:11	※17:11	17:21
大鳥居	○7:26	○8:26	9:21	...	11:16	11:16	12:16	13:21	13:21	14:46	○15:11	○15:11	16:11	※17:11	17:21
石の館サンロード前	○7:27	○8:27	9:22	...	11:17	11:17	12:17	13:22	13:22	14:47	○15:12	○15:12	16:12	※17:12	17:22
十文字	○7:28	○8:28	9:23	...	11:18	11:18	12:18	13:23	13:23	14:48	○15:13	○15:13	16:13	※17:13	17:23
野荒町	○7:29	○8:29	9:24	...	11:19	11:19	12:19	13:24	13:24	14:49	○15:14	○15:14	16:14	※17:14	17:24
笹川	○7:30	○8:30	9:25	...	11:20	11:20	12:20	13:25	13:25	14:50	○15:15	○15:15	16:15	※17:15	17:25
羽黒庁舎前	○7:31	○8:31	9:26	...	11:21	11:21	12:21	13:26	13:26	14:51	○15:16	○15:16	16:16	※17:16	17:26
荒川	○7:32	○8:32	9:27	...	11:22	11:22	12:22	13:27	13:27	14:52	○15:17	○15:17	16:17	※17:17	17:27
黒瀬	○7:33	○8:33	9:28	...	11:23	11:23	12:23	13:28	13:28	14:53	○15:18	○15:18	16:18	※17:18	17:28
ゆぼか	○7:35	○8:35	9:29	...	11:24	11:24	12:24	13:29	13:29	14:54	○15:19	○15:19	16:19	※17:19	17:29
西黒瀬	○7:37	○8:37	9:31	...	11:26	11:26	12:26	13:31	13:31	14:56	○15:21	○15:21	16:21	※17:21	17:31
中狩谷	○7:38	○8:38	9:32	...	11:27	11:27	12:27	13:32	13:32	14:57	○15:22	○15:22	16:22	※17:22	17:32
狩谷	○7:38	○8:38	9:32	...	11:27	11:27	12:27	13:32	13:32	14:57	○15:22	○15:22	16:22	※17:22	17:32
三ツ橋	○7:39	○8:39	9:33	...	11:28	11:28	12:28	13:33	13:33	14:58	○15:23	○15:23	16:23	※17:23	17:33
赤川	○7:39	○8:39	9:33	...	11:28	11:28	12:28	13:33	13:33	14:58	○15:23	○15:23	16:23	※17:23	17:33
出羽庄内国際村	○7:40	○8:40	9:34	...	11:29	11:29	12:29	13:34	13:34	14:59	○15:24	○15:24	16:24	※17:24	17:34
苗津荘銀前	○7:42	○8:42	9:36	...	11:31	11:31	12:31	13:36	13:36	15:01	○15:26	○15:26	16:26	※17:26	17:36
苗津新橋	○7:43	○8:43	9:37	...	11:32	11:32	12:32	13:37	13:37	15:02	○15:27	○15:27	16:27	※17:27	17:37
天満宮前	○7:44	○8:44	9:38	...	11:33	11:33	12:33	13:38	13:38	15:03	○15:28	○15:28	16:28	※17:28	17:38
南銀座	○7:46	○8:46	9:40	...	11:35	11:35	12:35	13:40	13:40	15:05	○15:30	○15:30	16:30	※17:30	17:40
一日市通り	○7:49	○8:49	9:43	...	11:38	11:38	12:38	13:43	13:43	15:08	○15:33	○15:33	16:33	※17:33	17:43
内川通り	○7:50	○8:50	9:44	...	11:39	11:39	12:39	13:44	13:44	15:09	○15:34	○15:34	16:34	※17:34	17:44
本町川端通り	○7:51	○8:51	9:45	...	11:40	11:40	12:40	13:45	13:45	15:10	○15:35	○15:35	16:35	※17:35	17:45
山王町	○7:53	○8:53	9:47	...	11:42	11:42	12:42	13:47	13:47	15:12	○15:37	○15:37	16:37	※17:37	17:47
日吉町	○7:54	○8:54	9:48	...	11:43	11:43	12:43	13:48	13:48	15:13	○15:38	○15:38	16:38	※17:38	17:48
鶴岡駅前	○7:56	○8:56	9:50	...	11:45	11:45	12:45	13:50	13:50	15:15	○15:40	○15:40	16:40	※17:40	17:50
エスモールバスターミナル	○7:58	○8:58	9:52	...	11:47	11:47	12:47	13:52	13:52	15:17	○15:42	○15:42	16:42	※17:42	17:52

△印は、4月1日～11月3日の間運行。
○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び 8/13～8/16、12/30～12/31、1/4～1/5 の間運休。
8/13～8/16、12/30～12/31、1/4～1/5 は、日曜・祝休日ダイヤで運行。
1/1～1/3は正月ダイヤで運行。

※印の青時刻の運行日は、「7月：毎日運行」、「8月：8/1, 2, 8～10, 15, 16, 22, 23, 29, 30 のみ運行」、「9月：運休」

(注)「ゴールドパス高齢者福祉定期券、つるおか1日乗り放題券」は羽黒山頂～月山八合目間にご利用できません。
この時刻表は通過予定時刻となります。交通事情等により遅れが出る場合がありますのでご了承下さい。

エスモール（ゆぽか・羽黒随神門）羽黒山頂線 運賃表 庄内交通

内川通り	鶴岡駅前	200
	千座通り	200
	一南銀座	200
苗津新橋	天満宮前	200
	苗津荘銀前	200
	出羽庄内	200
	赤川	200
	三ツ橋	200
中狩谷	狩谷	200
ゆぽか	黒瀬	200
	荒川	200
	羽黒庁舎前	200
	笹川	200
石の麓サンロード前	十文字	200
	大鳥居	200
羽黒高校前	公穀園前	200
	案内所	200
黄金堂前	羽黒荒町	200
	随神門	470
いで文化	荒沢寺	200
記富路	羽黒山頂	300
小樽	羽休黒村	300
		510
		660
		720
		820
		880
		900
		930
		970
		1000
		1010
		1040
		1040
		1070
		1120
		1120
		1140
		1200
		1250

毎度ご乗車ありがとうございます。
お客様の運賃はお乗りになりました停留所と、お降りの停留所を結んだ数字の額です。

4. 鉄道との接続を前提とする県内二次交通一覧

表 鉄道との接続を前提とする県内二次交通

地域	市町村	接続する駅	当該の鉄道事業者 及びその管轄支社	接続を前提とする 二次交通サービス (バス・デマンド等)	二次交通 サービスの 運行主体	二次交通サービスの種別			備考
						乗合バス・ 自家用有償旅客運送 (バス)	自家用有償旅客運送 (デマンド)	その他	
山形市		山形駅	JR東日本仙台支社	山形市コミュニティバス (東部循環線)	山形市	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形市コミュニティバス (西部循環線)	山形市	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形市コミュニティバス (高環線)	山形市	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形市地域交通バス (南環線)	山形市	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	大郷明命デマンド型乗合タクシー	大郷明命交通サービス運営協議会		○		
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形駅～蔵王温泉	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形駅～蔵王温泉～刈田山頂	山交バス(株)	○			季節運行
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形駅～大学病院口	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形市役所～蔵王温泉～高松山	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	千歳公園前～高松山頂～高松山	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	沼の辺～東海大山形高	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	県立中央病院～ヒルズワンピヤ	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形市役所～若菜大・西蔵王	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山交ビル～鹿角駅前・宝沢・関沢	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形市役所～長谷堂・長井	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形駅前～横町前・横町北口	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	千歳公園前～千歳の口・道の駅	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	千歳公園前～蔵王・下蔵・西蔵の平	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形市役所～西蔵山頂～山辺	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山交ビル～西田・兼夜～山形駅前	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山交ビル～格町・蔵～山形駅前	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形駅西口～みはらしの丘	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山交ビル～寒河江駅前	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山交ビル～大の目・高谷～天童	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山交ビル～高原・高谷～天童	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形～あけぼの	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形～湯山・長沼・高瀬～天童温泉	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形～新潟	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形～仙台空港	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形～鶴岡・酒田	山交バス(株)	○			
	山形駅	JR東日本仙台支社	山形～仙台	山交バス(株)	○				
	北山形駅	JR東日本仙台支社	山交ビル(格町・蔵) 山形駅前	山交バス(株)	○				
寒河江市		寒河江駅	JR東日本仙台支社	市内循環バス	寒河江市	○			
		寒河江駅	JR東日本仙台支社	デマンドタクシー	寒河江市		○		
羽前高松駅		羽前高松駅	JR東日本仙台支社	デマンドタクシー	寒河江市		○		
		村山駅	JR東日本仙台支社	市営バス (山の内～山辺山交バス線)	村山市	○			
村山市		村山駅	JR東日本仙台支社	市営バス (村山駅～天童～道徳線)	村山市	○			
		村山駅	JR東日本仙台支社	村山市乗合タクシー	村山市		○		
東根市		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(林石線)	東根市	○			
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(林石線、 公立病院経由)	東根市	○			
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(北部循環線)	東根市	○			
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(西根神明東根線、 長井・公立病院経由)	東根市	○			
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(西根神明東根線、 公立病院経由)	東根市	○			
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(中央循環東根線)	東根市	○			
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(徳口神明東根線)	東根市	○			
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(河北線)	東根市	○			
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	デマンド型乗合タクシー	東根市		○		
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	河北町路線バス(東根線)	河北町	○			
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	山交バス(天童～北町)	山交バス株式会社	○			
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	山交バス(新庄・東根～仙台線 4日ライナー)	山交バス株式会社	○			
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	空港ライナー	東根交通・神明タクシー		○		予約があれば運行
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	月山ライナー	(一社)月山朝日観光協会		○		予約があれば運行
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	さくらんぼ「つりうどくん」	さくらんぼ東根二次交通運営委員会		○		予約があれば運行 運行時期限定
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	ジャングルジャングル送迎バス	東根観光センター ジャングルジャングル		○		運行時期限定
		神町駅	JR東日本仙台支社	市民バス(西根神明東根線、 公立病院経由)	東根市	○			
		神町駅	JR東日本仙台支社	デマンド型乗合タクシー	東根市		○		
		神町駅	JR東日本仙台支社	山交バス(天童～北町)	山交バス株式会社	○			
		東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(林石線、 公立病院経由)	東根市	○			
	東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(北部循環線)	東根市	○				
	東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(西根神明東根線、 公立病院経由)	東根市	○				
	東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(中央循環東根線)	東根市	○				
	東根駅	JR東日本仙台支社	デマンド型乗合タクシー	東根市		○			
山辺町		羽前山辺駅	JR東日本仙台支社	町内循環バス(南北線)	山辺町	○			
		羽前山辺駅	JR東日本仙台支社	町内循環バス(東西線)	山辺町	○			
		羽前山辺駅	JR東日本仙台支社	町内循環バス(中作線)	山辺町	○			
		羽前山辺駅	JR東日本仙台支社	デマンドバス	山辺町		○		
中山町		羽前長崎駅	JR東日本仙台支社	町営バス	中山町	○			
		羽前長崎駅	JR東日本仙台支社	大郷明命デマンド型乗合タクシー	大郷明命交通サービス運営協議会		○		
西川町		寒河江駅	JR東日本仙台支社	西川町路線バス (寒河江～西川町駅前)	西川町	○			
		左沢駅	JR東日本仙台支社	大江町営バス柳川線 (路線定期運行)	柳朝日タクシー	○			
大江町		左沢駅	JR東日本仙台支社	大江町営バス柳川線 (路線定期運行)	柳朝日タクシー	○			
		左沢駅	JR東日本仙台支社	山交バス寒河江宮宿線	山交バス(株)	○			
尾花沢市		大石田駅	JR東日本仙台支社	路線バス(銀山線)	尾花沢市	○			

最上	新庄市	新庄駅	JR東日本仙台支社	市営バスまちなか循環線	山交バス株式会社	○		
	金山町	新庄駅	JR東日本仙台支社	山交バス (県立病院～金山線)	山交バス(株)	○		
		新庄駅	JR東日本仙台支社	ホテルニューニッポロ山交バス	(株)グリーンバレー神室観光公社		○	
	真室川町	真室川駅	JR東日本仙台支社	町営バス(高坂線)	真室川町	○		運行時間の一部
		真室川駅	JR東日本仙台支社	町営バス(及位線)	真室川町	○		運行時間の一部
		真室川駅	JR東日本仙台支社	町営バス(循環線)	真室川町	○		運行時間の一部
		真室川駅	JR東日本仙台支社	町営バス(金山線)	真室川町	○		運行時間の一部
		真室川駅	JR東日本仙台支社	乗合デマンドタクシー	(株)新庄タクシー		○	運行時間の一部
	大蔵村	新庄駅	JR東日本仙台支社	大蔵村バス (前折温泉～新庄線)	大蔵村	○		一部ダイヤの時間は、新幹線 発着時刻に合わせている。
	鮭川村	新庄駅	JR東日本仙台支社	鮭川村営バス (羽根沢～新庄線)	鮭川村	○		
		新庄駅	JR東日本仙台支社	鮭川村営バス (予約乗合バス)	鮭川村	○		
		真室川駅	JR東日本仙台支社	鮭川村営バス (白下～真室川線)	鮭川村	○		
		真室川駅	JR東日本仙台支社	鮭川村営バス (大戸沢～豊里駅線)	鮭川村	○		
		真室川駅	JR東日本仙台支社	鮭川村営バス	鮭川村	○		
		羽前豊里駅	JR東日本仙台支社	鮭川村営バス (白下～真室川線)	鮭川村	○		
		羽前豊里駅	JR東日本仙台支社	鮭川村営バス (大戸沢～豊里駅線)	鮭川村	○		
		羽前豊里駅	JR東日本仙台支社	鮭川村営バス	鮭川村	○		
	戸沢村	古口駅	JR東日本仙台支社	デマンドバス (いざい広域・やまなみ線)	戸沢村	○		
		古口駅	JR東日本仙台支社	乗合デマンドタクシー (西沢線)	(株)戸沢観光タクシー		○	
		古口駅	JR東日本仙台支社	路線バス	最上川交通(株)	○		
置賜	長井市	羽前成田駅	山形鉄道(株)	市営バス	長井市	○		
		あやめ公園駅	山形鉄道(株)	市営バス	長井市	○		
		長井駅	山形鉄道(株)	市営バス	長井市	○		
		南長井駅	山形鉄道(株)	市営バス	長井市	○		
		時庭駅	山形鉄道(株)	市営バス	長井市	○		
		今泉駅	山形鉄道(株)	市営バス	長井市	○		
	南陽市	赤湯駅	JR東日本仙台支社 山形鉄道	北部地区連絡バス	北部地区連絡バス運行協議会	○		
		赤湯駅	JR東日本仙台支社 山形鉄道	中川地区バス	中川地区バス運行協議会	○		
		赤湯駅	JR東日本仙台支社 山形鉄道	おきタク	中川地区バス運行協議会		○	
		宮内駅	山形鉄道	北部地区連絡バス	北部地区連絡バス運行協議会	○		
		宮内駅	山形鉄道	西部地区バス	西部地区バス運行協議会	○		
		梨郷駅	山形鉄道	西部地区バス	西部地区バス運行協議会	○		
	川西町	赤湯駅	JR東日本仙台支社 山形鉄道	※温泉旅館の送迎バス	※各温泉旅館		○	
		羽前小松駅	JR東日本仙台支社					
		犬川駅	JR東日本仙台支社	川西町デマンド型 乗合交通	川西町 ※町内タクシー事 業者3社へ運行委 託		○	
中部駅		JR東日本仙台支社						
小国町	西大塚駅	山形鉄道(株)						
	JR小国駅	JR東日本新潟支社	小国町営バス(循環線)	小国町	○			
	JR小国駅	JR東日本新潟支社	小国町営バス(東部線)	小国町	○			
	JR小国駅	JR東日本新潟支社	小国町営バス(南部線)	小国町	○			
	JR小国駅	JR東日本新潟支社	小国町営バス(北部線)	小国町	○			
	JR小国駅	JR東日本新潟支社	小国町営バス(白沼線)	小国町	○			
	JR羽前松岡駅	JR東日本新潟支社	小国町営バス(白沼線)	小国町	○			
	JR伊佐領駅	JR東日本新潟支社	小国町営バス(白沼線)	小国町	○			
白鷹町	JR羽前沼沢駅	JR東日本新潟支社	小国町営バス(白沼線)	小国町	○			
	荒砥駅	山形鉄道(株)	スクールバス (住民混乗型)	白鷹町	○			
庄内	鶴岡市	鶴岡駅	JR東日本新潟支社	市内廻り2/3/4コース	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	エスモール～羽根崎線・ 羽根山線・羽根山線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	エスモール～ 加茂水原線・高野浜温泉線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	エスモール～ 庄内観光地産物～あつみ温泉	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	エスモール～机線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	鶴岡～清川線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	エスモール～松根線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	エスモール～落合線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	エスモール～大鳥線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	エスモール～大網線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	鶴岡～酒田線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	タクシー	大和交通・出羽ハイヤー・庄内ハイヤー		○	
		藤島駅	JR東日本新潟支社	鶴岡～清川線	庄内交通(株)	○		
		あつみ温泉駅	JR東日本新潟支社	温海地区乗合タクシー	温海地区公共交通運営協議会		○	
	あつみ温泉駅	JR東日本新潟支社	タクシー	庄内タクシー/温海温泉観光自動車		○		
	酒田市	酒田駅	JR東日本秋田支社	るんるんバス (市内循環A線)	酒田市	○		
		酒田駅	JR東日本秋田支社	るんるんバス (市内循環B線)	酒田市	○		
		酒田駅	JR東日本秋田支社	るんるんバス (酒田駅大学線)	酒田市	○		
	庄内町	余目駅	JR東日本新潟支社	市街地循環線	庄内町	○		
		余目駅	JR東日本新潟支社	幹線路線	庄内町	○		
狩川駅		JR東日本仙台支社	幹線路線	庄内町	○			
狩川駅		JR東日本仙台支社	デマンドタクシー	庄内町		○		
	清川駅	JR東日本仙台支社	幹線路線	庄内町	○			

<計画の作成・実施・評価にあたっての参考資料>

本計画の策定にあたって参考として作成し、R2年度中の計画策定過程における協議会・地域別部会における協議に供した資料については、「山形県公共交通関連情報共有基盤」中の「令和2年度の開催状況」

https://www.pref.yamagata.jp/020056/kurashi/kendo/kotsuseisaku/kyogikai_r2.htmlの各協議会・地域別部会の配布資料を参照されたい。

なお、計画策定過程における作業中の資料においては、記載内容において必ずしも正確・十分では無いものもあることに留意されたい。

計画策定の最終段階において、集約したR2年度における最終版としての参考資料については、「令和2年度の開催状況」中の「山形県地域公共交通計画（R2.3策定）の参考資料」

<https://www.pref.yamagata.jp/020056/kurashi/kendo/kotsuseisaku/00.html>を参照されたい。

更新履歴

- 令和3年3月 日 「山形県地域公共交通計画」策定

山形県地域公共交通計画

発行日 R3年3月
作成 山形県地域公共交通活性化協議会
問合せ先 山形県みらい企画創造部総合交通政策課
〒990-8570
山形県山形市松波 2-8-1
電話 023-630-2161
アドレス <http://www.pref.yamagata.jp/>
